

## 成島信遍年譜稿（六）

—享保十四年～二十年—

久保田 啓一

近世中期の江戸歌壇は、幕臣を主体とする冷泉門人を中心として発展した。その初期から一門のまとめ役として活躍した奥坊主の成島信遍のぶのの伝記事項を年譜形式で断続的に発表して来て、現在享保十三年（一七二八）に至っている。江戸冷泉派歌壇の究明が、享保期以後の江戸歌壇史研究の主要課題の一つであり、それを成島信遍をめぐるつつ見てゆくことが有効な方法であることは、「年譜稿」に先立つ拙稿「江戸冷泉門と成島信遍」（『近世文芸』四十号、昭和六十一年六月）に指摘したので御参照いただきたい。本稿は享保十四年以降の事蹟を詳細にたどることを目標とするが、その前に便宜のため既発表分の掲載誌を列挙し、享保十三年までの立項内容と依拠文献を掲載誌の該当ページ数を付して挙げ、依拠文献の概説を添えることとする。

「成島信遍年譜稿（一）～（五）」の掲載誌と発行所・発行年月日は次の通りである。

- ① 「成島信遍年譜稿（一）」  
『江戸時代文学誌』第六号 柳門舎 一九八九年三月十五日
- ② 「成島信遍年譜稿（二）」  
『江戸時代文学誌』第七号 柳門舎 一九九〇年十二月十五日
- ③ 「成島信遍年譜稿（三）」  
『江戸時代文学誌』第八号 柳門舎 一九九一年十二月二十五日
- ④ 「成島信遍年譜稿（四）」  
『日本文学研究』第三十号 梅光女学院大学日本文学会 一九九五年一月二十日

## ⑤ 「成島信遍年譜稿（五）」

『日本文学研究』第三十一号 梅光女学院大学日本文学会 一九九六年一月二十日

以下に（一）～（五）所載分の事項をページ数・依拠文献とともに再掲するが、例えば「年譜稿（二）」の掲載誌『江戸時代文学誌』第六号の七九ページに当該項がある場合、項目のあとに（①―七九）と記す。依拠文献は「諸家系譜」へ全集のように適宜略称で示し、あとでまとめて説明を加える。なお、信遍自身に関する項は○で、周辺人物に関するものは△で立項した。

## 成島信遍年譜稿（元禄二年～享保十三年）

元禄二年 己巳 一六八九 一歳

○ 正月十五日、奥州白河にて出生。父平井金右衛門信休、母今井氏。（①―七七） 〈諸家系譜・道筑略譜〉

元禄五年 壬申 一六九二 四歳

○ 八月、白河藩主松平忠弘、出羽山形へ転封。平井家も従って移住する。（①―七八） 〈全集卷六〉

元禄八年 乙亥 一六九五 七歳

○ 六月二十一日、母死去。出羽国最上郡の極楽寺に埋葬。（①―七九） 〈全集卷二・卷十〉

元禄十三年 庚辰 一七〇〇 十二歳

○ 正月、山形藩主松平忠雅、備後福山へ移封。父に従つて福山に移り住む。(①—七九) 〈全集卷三・卷十・卷十一〉

○ この年、佐藤直方門弟久水氏に従学するか。(④—一〇一) 〈芙蓉楼玉屑〉

宝永二年 乙酉 一七〇五 十七歳

○ 五月二十八日、成島道雪信好の養子となり、部屋住より表坊主に召出される。(②—一六五) 〈諸家系譜〉

宝永六年 己丑 一七〇九 二十一歳

○ 九月二十二日頃、成島家初代道雪信次五十回忌法要をとり行なう。(③—一二二) 〈三世のなみ〉

○ 十月、西丸奥坊主に任せられ、後本丸に移る。(②—一六九) 〈諸家系譜〉

正徳五年 乙未 一七一五 二十七歳

○ 九月十日、養父成島道雪信好没、五十八歳。(②—一六九) 〈諸家系譜〉

○ 十一月、家督を継ぐ。(②—一六九) 〈諸家系譜〉

享保元年 丙申 一七二六 二十八歳

△ 八月十三日、將軍宣下の大礼行われ、吉宗が第八代將軍となる。(②—一七〇) 〈実紀卷二〉

○ 同年中、土圭之間坊主世話役を仰せ付けられる。(②—一七〇) 〈諸家系譜〉

○ この年、鷹狩再興。加納遠江守奉ずる条令を草するか。(③—一二二) 〈実紀附録卷十三〉

享保三年 戊戌 一七一八 三十歳

○ 吉宗の東叡山寛永寺参詣の途次に起きた農民の訴状差上と、目付高田忠右衛門の処置を吉宗がとがめた経緯を「成島道筑筆記」に書き留める。(②―七〇) 〈実紀附録卷九〉

享保四年 己亥 一七一九 三十一歳

○ 三月五日、奥坊主を仰せ付けられる。(②―七二) 〈諸家系譜〉

△ 同月、勅使院使の随員として冷泉為久下向。(②―七二) 〈実紀卷八〉

○ 九月二十七日、朝鮮通信使入府。十月一日、吉宗引見。十月十五日、江戸出立。この間、宿舍の浅草東本願寺に出向き、吉宗の質問を仲介して筆語、また詩文唱和する。(②―七二) 〈実紀卷九・附録卷三〉

享保五年 庚子 一七二〇 三十二歳

○ 正月二十四日、長男和鼎出生。(②―七三) 〈諸家系譜〉

○ 十月四日、院使冷泉為綱、勅使西園寺致季等と下向し江戸到着。十七日の出立まで滞在。吉宗の勧めにより冷泉家に入門したのはこの時か。(②―七三) 〈道筑略譜・成島信遍集〉

○ この年か翌年、信遍の「秋興」八首に服部南郭が和韻して「秋日」八首を詠む。(③―一二二) 〈南郭先生文集初編卷四・卷十〉

享保六年 辛丑 一七二一 三十三歳

○ 秋、服部南郭より書牘「与島帰徳」を受ける。(③—一二三) 〔南郭先生文集初編卷十〕

○ 十一月、『慶長年中板坂卜齋覚書』の漢文序を撰す。(③—一二四)

○ この年、「犬追物類聚」六十冊を編纂し、吉宗に献上する。(②—七五) 〔諸家系譜・諸家譜〕

享保七年 壬寅 一七三二—三十四歳

○ 正月成『壬寅元旦詩集』に「上日」の題で七言律詩一首入集。(④—一〇三)

△ 三月六日、冷泉為綱薨。五十九歳。(②—七五) 〔公卿補任・在京随筆〕

○ 六月五日、田中丘隅より『民間省要』を預かり、翌六日、將軍吉宗へ献上する。(③—一二四) 〔山田蔵太郎

『川崎誌考』所引丘隅書状〕

○ 十二月、小石川養生所設立。それ以前より施薬院に関する資料調査を命じられる。(②—七五) 〔仰高録〕

享保八年 癸卯 一七二三—三十五歳

○ 四月十日(もしくは七年四月)、奥坊主組頭に准ぜられ、書籍の事を承る。(②—七六) 〔実紀卷十六・諸家

譜〕

○ この年、田中丘隅を御普請御用に推薦するか。(③—一二六) 〔実紀附録卷九〕

享保九年 甲辰 一七二四—三十六歳

○ 閏四月二十四日、竹山道甫宅にて田中丘隅等と会す。(④—一〇四) 〔玉川堂稿〕

○ この年、田中丘隅を旅寓に訪れ、五言絶句を作る。(④—一〇四) 〔玉川堂稿〕

享保十年 乙巳 一七二五 三十七歳

○ 五月十七日、幕府への上訴のため江戸滞在中の入江若水来訪。若水に田中丘隅との対面を勧める。(④―一〇四)  
 〈富田丙午記〉

○ 五月十八日朝、偶然田中丘隅と出会い、連れ立って呉服町の若水の宿を訪ねるも、既に川崎へ発った後で会す  
 るを得ず。(④―一〇七) 〈富田丙午記〉

○ 六月四日、若水来訪。御匭訴訟につき協議する。(④―一〇七) 〈富田丙午記〉

○ 六月十六日、田中丘隅とともに若水の訴訟につき助言する。(④―一〇八) 〈富田丙午記〉

○ 六月二十三日、若水より御勘定所との折衝の様子を聞く。(④―一〇八) 〈富田丙午記〉

○ 六月二十九日、呉服町の宿舎で若水を送別する。(④―一〇八) 〈富田丙午記〉

○ 『護園録稿』卷下所収「城南酒楼送嵐山人還山歌」は入江若水送別詩か。(④―一〇九) 〈護園録稿〉

○ 九月十七日、御文庫の十三経註疏百十八冊拝借の旨、御側御用取次加納遠江守より御書物奉行へ仰せ渡さる。

(③―一二九) 〈幕府書物方日記五〉

○ 九月二十九日、信遍が借り出している十三経註疏は三十日伺の対象から外すよう、加納遠江守が御書物奉行へ  
 申し渡す。(③―一二九) 〈幕府書物方日記五〉

享保十一年 丙午 一七二六 三十八歳

△ 五月二十五日、文命東隄碑、文命西隄碑建つ。(③―一二三〇)

○ 六月末、養母死去。七夕頃、追悼の長歌を詠む。(③―一二二) 〈三世のなみ〉

○ 秋、服喪中に友人との間で和歌を贈答する。また起復の歌あり。(④—一一〇) 〈三世のなみ〉

○ 八月、常盤潭北著『百姓分量記』(外題『民家分量記』)刊行。和文序を寄せる。(③—一三二)

○ 十二月十三日、奈良屋安左衛門が定家自筆「長歌短歌古今相違の事」を幕府に献上。信遍も関与する。(③—一三三) 〈仰高録〉

○ この年末頃か、服部南郭より書牘「与島帰徳」を受け取る。(⑤—七二) 〈南郭先生文集二編卷九〉

享保十二年 丁未 一七二七 三十九歳

○ 十一月七日、有馬兵庫頭氏倫を通じて奥より文庫に返却される「円機活法」(二十冊)「事文類聚」(六十冊)を点検し、その混乱を下田幸大夫師古に報告するか。(⑤—七二) 〈幕府書物方日記六〉

○ 十二月十五日、文庫より「李滄溟集」(十二冊)「李空同詩集」(十冊)「弇州山人四部稿」(六十二冊)の三点を拝借、今後は有馬氏倫・加納久通に前もって届けることなく拝借が可能となる。(⑤—七二) 〈幕府書物方日記六〉

○ 十二月二十四日、有馬氏倫拝借「近思録」(四冊)の返却に関する田沼主殿頭意行の連絡を御書物方に伝達する。(⑤—七三) 〈幕府書物方日記六〉

○ この年、先に琉球国より献上された屏風の文字を解説、屏風の絵二枚を吉宗より賜わる。(⑤—七三) 〈諸家系譜・諸家譜・道筑略譜・実紀附録卷九〉

享保十三年 戊申 一七二八 四十歳

△ 正月十九日、荻生徂徠没、六十三歳。(⑤—七四)

- 二月二十日、有馬氏倫よりの下問に答え、十三経が文庫に四部あり、うち一部を信遍が拝借中の旨、御書物奉行堆橋主計が報告する。(⑤―七七四) 〔幕府書物方日記七〕
- 三月十五日、高田馬場にて流鏑馬復興。古式の考証に携わる。(⑤―七六六) 〔実紀卷二十六・附録卷十二〕
- 四月十三日、吉宗、日光社参詣に出発。随行に加えられなかったのを嘆く歌を詠する。(⑤―七六六) 〔諸家系譜・実紀附録卷九・三世のなみ〕
- 五月二十九日、拝借中の十三経を下賜せられることに決定、有馬氏倫がその手続きを御書物奉行に指示する。(⑤―七六六) 〔幕府書物方日記七〕
- 六月一日、下賜の先例を松村左兵衛が調査し、若年寄の印形不要の旨、有馬氏倫に報告する。(⑤―七七七) 〔幕府書物方日記七〕
- 六月中旬、滝北山の遺稿『北山遺稿』が江戸浅蔵屋久兵衛より刊行され、附録に北山の早世を悼む五言律詩二首入集、あわせて跋文を寄せる。(⑤―七七七) 〔北山遺稿〕
- 八月九日、四月十二日付で十三経を下賜された旨の書付が、有馬氏倫より御書物奉行へ渡される。(⑤―七九二) 〔幕府書物方日記七〕
- 十二月二十八日、信遍へ下賜された十三経の冊数に関する書付につき、有馬氏倫と御書物奉行松波金五郎が相談する。(⑤―八〇〇) 〔幕府書物方日記七〕
- この年、二十一史を賜るか。(⑤―八〇〇) 〔諸家系譜・諸家譜・伝〕

続いて依拠文献の略称を五十音順に掲げ、既述分に即した最小限の説明を加える。周知の資料の場合は、引用に際して拠った文献名のみを示すにとどめた。



川崎誌考

山田蔵太郎著。昭和二年、石井文庫。

仰高録

磯野政武者。写本。国立公文書館内閣文庫蔵。徳川吉宗の治政に関する雑録。

玉川堂稿

田中丘隅著。自筆稿本か。神奈川県川崎市川崎区の平川靖二氏蔵。ただし引用は川崎市市民ミュージアム蔵のマイクロフィルムに拠る。田中丘隅晩年の文事記録として貴重。

公卿補任

『新訂国史大系』（吉川弘文館）に拠る。

慶長年中板坂卜齋覚書

『改定史籍集覧』第二十六新加別記類第三第七十所収。

護園録稿

宇佐美瀧水編。享保十六年刊。『詞華集 日本漢詩』第十卷（昭和五十九年、汲古書院）所収。

在京随筆

仁木充長著。自筆。無窮会図書館神習文庫蔵。古參の冷泉門人仁木充長が享保六、七年に滞京した折の記録。冷泉家・持明院家・山科家の当主から得た和歌・有職・筆道の情報をまとめた聞書の一つ。

実紀・実紀附録

『有徳院殿御実紀』・『同附録』（『新訂国史大系』）。

## 諸家系譜

内閣文庫蔵『諸家系譜』第七十五冊所収成島家先祖書。「諸家譜」では省略された情報も含む。本「年譜稿」の基本資料として、当該項目に引用するのを原則とする。

## 諸家譜

『新訂寛政重修諸家譜』第十九（巻第千二百四十八）。

## 壬寅元旦詩集

篠崎東海編。享保七年刊。中野三敏氏蔵本に拠る。

## 全集

『芙蓉楼全集』。東京大学史料編纂所蔵。十二巻十二冊（巻九欠）。信遍の自著を幕臣の新見正路が文政七年に書写したものの謄写本。「全集」とはいいながら和文のみに限られる。漢詩文を収録した『芙蓉楼集』は天保元年の火災で焼失。

## 伝

入江南溟撰「源信遍子陽伝」。静嘉堂文庫蔵『史氏備考』所収の本文に拠り、全文を「年譜稿」①―七一―七二に翻字する。

## 道筑略譜

内閣文庫蔵『視聴草』二集之九所収「成島道筑略譜」。「年譜稿」①―七三―七四に全文の翻字を掲げる。

## 富田丙午記

入江若水著。東大阪市の清水利重氏蔵。松井良祐氏「入江若水兼通録『富田丙午記』(1)〜(5)」(『立命館文学』五一四・五一六・五一七・五二〇・五二六、一九八九年十二月・一九九〇年五月・同七月・一九九一年三月・

一九九二年十月)に全文翻刻と解題が掲載されている。

成島信遍集

信遍の部類形式の家集。写本。九州大学附属図書館萩野文庫蔵本に拠り、拙稿「九州大学萩野文庫蔵『成島信遍集』—翻刻と解題—」(『文献探究』第十三号、一九八三年十二月)に全文翻字する。

南郭先生文集

『詩集 日本漢詩』第四卷(昭和六十年、汲古書院)所収の影印版に拠る。

幕府書物方日記

東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』(東京大学出版会刊)所収。

百姓分量記

外題は『民家分量記』。常盤潭北著。享保十一年刊。「日本思想大系」五九『近世町人思想』(岩波書店)所収。

芙蓉楼玉屑

信遍の和文による経学書。写本。川越市立図書館蔵。拙稿「川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』—翻刻と解題—」(上)・(中)・(下)・(続) (『日本文学研究』二十六・二十九号、平成二年十一月・三年十一月・四年十一月・五年十一月)に全文翻字と解題掲載。

北山遺稿

滝北山の漢詩集。入江南溟編。享保十三年刊。引用は内閣文庫蔵本に拠る。

三世のなみ

信遍の家集。写本。書名は冷泉為綱・為久・為村の三代に批点を仰いだことに因む。引用は内閣文庫蔵本に拠る。なお、『三世のなみ』諸本の成立事情及び『成島信遍集』との関係については、拙稿「三つの『三世の

なみ』——成島信遍家集の成立——」(『文献探究』第十五号、一九八五年二月) 参照。

以上で、既発表分の項目と依拠文献の概説とを終わる。通読の便宜のためとはいえ、重複した記述に相当の紙幅を割くに至ったことをお詫びしたい。

以下、享保十四年、信遍四十一歳から新規の年譜稿となる。年譜事項のみ活字を大きくし、典拠を掲げ、考証を加えるという形式をとる。引用は、資料集としても使用できるように、周知の文章以外は努めて全文を掲げることにする。なお、引用に際して適宜句読点・濁点を補う。版本の漢詩文では原本通りの訓点を再現すべく努めた。

享保十四年 己酉 一七二九 四十一歳

○ 六月刊『画図百花鳥』に漢文序を寄せる。撰文は享保十三年八月。

『画図百花鳥』は石仲子守範編。享保十四年六月吉日付で、江戸の西村源六・京の西村市郎右衛門により刊行された。狩野探雪の門人である守範が探幽の百花鳥に江戸座の俳人の発句をもつて配した、大本五卷五冊の堂々たる絵俳書として知られる。彫工は京都の藤井安兵衛、江戸の栗原次郎兵衛・大久保一富の三名。江戸の書林西村源六は、常盤潭北の『百姓分量記』（民家分量記）や一連の佚斎楞山の著述、また露月の俳書等をこの頃出版していた。京の西村市郎右衛門の書店として出発した西村源六が、文運東漸と吉宗の庶民教化政策の波に乗って江戸の出版の発展に大きく寄与したことは、中野三敏氏『戯作研究』（昭和五十六年、中央公論社）や飯倉洋一氏「常盤潭北論序説——俳人の庶民教化——」（『江戸時代文学誌』第八号、一九九一年十二月）に詳しい。『画図百花鳥』が西村源六の蔵版であるのは、内容からいっても江戸人のための出版であったからに他なるまい。管見に入った諸本のうち、一冊に改装されているが刷りの状態は良好な久留米市民図書館蔵本の卷末見返しには、文刻堂西村源六の寿梓目録があり、民家分量記・田舎莊子外篇・河伯井蛙文談・俳諧句靈宝・正運紀畧・天狗藝術論・画図百花鳥・俳諧寄進能・俳諧閨の梅・六道士会録の十点が並ぶ。この作品系列が違和感を与えなかったものとして、まずは本書を位置づけておくべきであろう。狩野派の画本と江戸座俳諧の結合は、自ら石中子璋丈として連句に参入する編者の存在からして無理なく成立したのであるが、寿梓目録の「画図百花鳥」の項に「狩野探幽筆石中子写全五冊本百品さいしきのしかた并詩歌発句ヲのす」とあるように、あくまで画本主体と見るのが正當のようである。また、本書の実際の印行時期は、『割印帳』では享保十四年八月の小川彦九郎行事分に含まれ、先述の文刻堂寿梓目録の「六道

士会録」の左傍には「右士会録後九月本出申候」とあるから、九月頃までずれ込んだらしい。即ち『六道士会録』は、『画図百花鳥』の売出し時点では、まだ閏九月の印行予定であったと見る。

さて、信遍の序は巻一の巻頭を飾った。訓点・合符の類と句点を忠実に再現しつつ掲げる。

百花鳥序

百者何。挙大数也。花鳥豈止百也。夫祝餘迷殺條丹穉伊蘭阿梨之於植。有名難尋。蠹豳鵲鳩鸚鵡鶻  
 如鬼頭弗尼思之在羽。誰得爲之。故花鳥百。可以悉千鳥萬花。千花萬鳥之概。其既得概。何論其餘。  
 綵是觀之。則非特舉大数。百花百鳥。可巨悉花鳥矣。矧坐處生春。展玩如生。花而開者落者。帶露者上風  
 者。罩烟者壓雪者。横月者向陽者。鳥而翔者舞者。囀者蜚者。宿者。拮者抗者。搏者睡者。爭枝者發棲者。刷  
 翎者。無不坐右者矣。所憾無咬々嘎々以娛耳。無覆郁紛々以撲鼻。雖然其所以悅目入心。夢寐太依。粲々  
 乎胸臆之間者。豈謂無情態乎。如夫素而未成綱。則附以丹鉛之方。苟有意後素之技。得之什之伯之。之化之神。  
 則百鳥可以千。百花可以萬。是迺編者之意耶。石中子画家也。其欲梓百花鳥者。因灑雪一叟。問序於余。於  
 是手言之如此。

享保戊申秋八月雨夜

東都龍洲吏隱鳴鳳誌

「龍洲」なる語はほとんど用いられることがなく、むしろ嫡男和鼎の号として知られるが、末尾に模刻された印が「鳴」「龍洲」という信遍使用の二類であることから、撰者は信遍と判断される。文中「蠹豳」は「蠹甚」の誤りと見て（ママ）を付し、「鳥」は原文では「鳥」とあるが「象」の古字と見て正した。

山海經に載る奇花・奇鳥を中心に術学の気味濃厚な花鳥尽しの序文を一読して注意されるのは、信遍が本書を画本としか見ていないこと、つまり絵俳書としてなら当然触れるべき俳諧についての言及が一切ないことであろう。

序撰文の依頼の仲介者瀟雪叟なる人物は、信遍序の次に来る「附言」を記しており、画本としての解説を書きつづつた末尾の一つ書に、「刻將に梓に就んとするに、遂に贅辞を其の上に加ふ。聊か華人の響に做ふ。其れ丹青家務て業に専也。詞賦に嫺ふ者寡し。豈淄澠を分つを以て為んや。故に歌詩灸髀得るに随つて之を録すと云」(原漢文)と述べる。画本に文芸色を盛り込む役目をこの瀟雪が担ったのは確かのようなのだが、ここにも俳諧は表立っては触れられていない。俳書としての一面は次に来る紫野居士敬雨の序に専ら依ることとなる。信遍が俳諧に一切触れない序文をものした理由としてまず考えられるのは、守範の跋とともに撰文が前年の十三年八月で、この時点では守範模写の探幽画に俳諧は添えられておらず、信遍は画本のみを見て撰文したということであろう。もし合わされるべき俳諧の草稿の一部でも目にしていたならば、評価は全く変わらざるを得ない。即ち俳諧の無視である。

信遍の目に添えられるべき俳諧は映じていたのかいなかっただのか。いずれかに決することは今のところできない。ただし、先に問題とした序文末の署名にいま少し目を向けると、この前後の刊本に寄せた序跋類の署名の形と若干異なる面が見て取れ、本書に対する姿勢の微妙な相違を読み取ることもできそうである。享保十一年から二十年頃にかけて信遍が撰した序跋類の末尾を試みに列挙してみる。

- ・ 東都図書府錦江島信遍記 (享保十一年刊『百姓分量記』序)
- ・ 東都図書府主事錦江島信遍記 (享保十三年刊『北山遺稿』跋)
- ・ 東都龍洲吏隱鳴鳳誌 (享保十三年撰『画図百花鳥』序)
- ・ 東都図書府主事錦江島鳳卿子陽甫書于芙蓉楼 (享保十八年撰『野総茗話』序)
- ・ 東都図書府主事鳴鳳卿誌 (享保二十年撰『武蔵野地名考』引)

・東都図書府主事芙蓉道人錦江鳴鳳卿子陽序（享保二十年頃撰『唐詩句解』叙）

管見に入った六例中、『画図百花鳥』を除く五例は「東都図書府（主事）」を謳うことで共通する。この一連に『画図百花鳥』を置いてみれば、署名の形の特異さを認めざるを得ない。「東都図書府主事」を表に立てて序跋を草するとき、吉宗及び周辺の高官から求められての紅葉山文庫の書籍の借出・返却の取次という、瑣末ながらも幕府の文事を一手に司るかのような喜びと誇りに充ちた業務に携わる自分にふさわしい対象との認識が、信遍の中には生じていたはずである。そして『画図百花鳥』は、微妙な点でその範疇からはずれた。吉宗の民衆教化政策に沿った教訓書、天逝した詩人の遺稿、歌枕を主体にした武蔵野の地名考証、そして唐詩注釈と、和漢の雅文芸や俗書ではありながら公儀の政の末端に意味づけられる教訓書は、信遍の公的立場を前面に押し立てても構わない、或いは堂々と押し立てるべき著作だったのでなからうか。『画図百花鳥』はそうではなかった。その理由は判らない。ただ、公務の具体性を弱める形で私的な色彩をより高め、言わば余技・遊びとして筆をとる姿勢をふさわしいと信遍が考えたとすれば、それは雅文芸を旨とする自分の領分外の絵俳書を対象としたからと考えるのが一番自然であろう。そしてあえて序文の中では俳諧に触れずにすみます。署名の特異な形から類推を重ねて俳諧の無視の方に傾いたが、これも推測の域を出ない。「子姪に誹諧をいましむるふみ」を著す信遍の立場とこの序撰文とが矛盾しないことを確認すれば十分であろう。

ともあれ、信遍と俳諧との関連をわずかなりとも窺わせる貴重な資料であることに変わりはない。

○ 九月二十日、吉宗のもとに上っていた「経解」と「唐書」を紅葉山文庫に返却する。

（『幕府書物方日記』八）



成島道筑罷出、御人御座候ハ、経解并先達而上<sup>リ</sup>候唐書相渡申度由申候<sup>ニ</sup>付、請取可申由申達、道筑為持出候而、  
 两部共<sup>ニ</sup>請取之<sup>ハ</sup>是<sup>ト</sup>、持人之儀大岡右近<sup>江</sup>申談、為持、会所<sup>ニ</sup>而御書物共相改、相違無御座候<sup>ニ</sup>付、元々々相納置申  
 候、  
 (九月二十日条)

「経解」は同年正月十五日に、「唐書」は同十一日に吉宗のもとへ上ったもの。受け取る書物奉行は、この日から病  
 気の月番奈佐又助に代わつて助勤となつた水原次郎右衛門であつた。次郎右衛門が「持人」の件を相談した大岡右  
 近は目付の大岡忠征。

信遍が吉宗とその周辺の求める書籍の借出と返却に従事していた以上、実際には連日のごとく紅葉山文庫に出入  
 りしていたに違いないが、享保十四年の日記に信遍が登場するのはこの一箇所のみである。月番の書物奉行によつ  
 て記事の繁簡が生じるのは致し方なく、確認される事項のみ掲出せざるを得ない。

○ 十二月十一日、綱吉の養女竹姫、島津継豊に輿入。これに取材して和文「雪のはな」(『全集』卷四)を  
 記す。

享保十四年の幕府は、六月四日の縁組成立以降、十二月まで竹姫入輿の準備に忙殺された。『実紀』の記事も竹姫  
 関連一色で染まった感がある。この時竹姫は將軍吉宗の養女であつたから、幕府の威信をかけた大事業であつた。

信遍は竹姫入輿の行列を見物し、その体験に基づいて「雪のはな」を綴るのであるが、幕府の行事に際して主に  
 和文をもつて描き、和歌を献ずるといった役割を、この「雪のはな」を初めとして信遍は求められることになる。  
 彼の筆は必ずしも客観的叙述に優れるわけではない。所々文意の通じにくい表現と、故事来歴の考証癖からくる典

扱の多用とが、一種独特の難渋な文章を成している。「雪のはな」にすでにこの傾向は顕著であり、行列の麗々しさを有職故実にからめる方に主眼が置かれ、行列そのものの美しさを描写する方向には行っていない。古書の博搜による古式の調査に従事することの多い信遍の習性なのだろうか。以下、「雪のはな」の全文を掲げる。

雪のはな

そのころは享保つちのとのとりなりけり。とりがなく東の御ひかり、あづき弓やまと鳥ねにかゞやき、こまくだらみまな琉球、こゝらの人の国よりもみつぎものはこぶよほろ絶せず、わたつ海の手ながあしながよりはじめて、よもの民草御つくしみのなみにうるほひ、めぐみの風になびかぬはなし。竹の御さうじみと申けるいますがりけり。これよりさき世はよつぎの御君の源宮に御やしなひびと、ならせ給となん。所々御むこがねものし給へるが、みなそのわたりさちなくものして、何となく宮の鶯をかこたせ給ふるがごとくなんありけり。おほけなき今の御世にあはせ給ひて、さつまの君の御もとに御ことよせし給ふとかや、そのとしのしはす十一日に出た、せ給。おほやけのしきさもおごそかなるや、いふもさらなり。方十里がほどにはけぶりをだにたてず、玉ほこのみちの行来にもつねにあらぬはいましむるなりけり。さしもおほせことのあるにもあらねど、たゞかの御ひかりよりぞたかきもいやしきもなぞへなき心してなるべし。おのこゝなどは十あまり五とせをよぎり、うば玉の黒かみそぎたらんやうのものは路にぬかづくをなんいむことなるや。かのおまつそらにありときくよつの花をふらし、にうなむのたへなるうたの声、糸竹のうちにものし給ふるといふも、かゝるたぐひなるべし。つとめて告きたれることあり、しかゞの事みゆるしあり。みくりやのまへわたらせ給ほどに、そのほとりにてみたてまつれなど、きくもこはやとてかしこまり出たつに、しの、めほがらかに明わたり、雪もやふり出べき空の色ながら、風はさすがにのどかにして、春の霞に紅のうす花ざくらたちこめたらんやうの空のけしきな

りけり。辰のさかりばかりに雪いとほなやかにふり出たり。雨もやとわびけるに、おりからのけしきまことに此君の御さきわへいとめでたしとみる。せんくの人々、おのがじ、きよらにならびゆけり。友阿といへるが御さきをおふ。かち色のかみしもといふものをきて、から紅のきぬのうら引あけたり。その人はちかき比までき、やかなる小わらはなりけり。年のほどはたちあまりに、いつしかたけたかうなりてつらいときよらに、まみのほどらうたげなり。これをどう坊といへることは、東山どの、時よりぞものせりとや。そのほどや世中さはがしかりけるまゝに、人の心のうらたのみがたう、上つかたより下ぎまゝで、とすればかゝることゝもおほかりけるまゝに、おふしうといへりし人のかゝることをばかまへいで、しころたきぬのひた、れにことぎまなる形をすりて、ふときつるぎたち玉をかざり、こがねをちりばめてさげはき、所々にまうで、ついそうをのみせしめてその心をはかりけるとなん。これやふくはらのわらはのまねびなるべき。きふてんかのときなどやもの、ふの中にも立まじらひて、うてにむかへるが中にもかずまへられにき。御世となりては、さのおほたなどいへるそのつかさといふことたて給へり。さきおふもの、けうあるさまなど、神事にさるたひこのほこつきてものするなど、此国ぶりのなごりなるべし。御ゆみひきめなど、聞ゆるや、むかしへもありけることにや。ひきといふもの、めにたぐへてつくれりなど、いへり。めいてきかうしなどふみにいへる類なるべし。さほもの、ふの大郎となるべしうぶやにていることなん、やまとの国にはにつかぬことにてはあらじかし。くはの弓よもぎの矢の例ならん。あまがつときくはさばへなすかみもよりくるによすがなしといふ。さはいにしへにさがなきわざするものなど人のめにとて出たつものをもおにいくちにくひたらんやうにとりもへてゆく事など侍りしかば、人ならぬものをさうぞきてかまへいだしけるとぞいふ。とりたらん鬼の心かばかりはらふくれて、またいかならんさばへをかなすべき。貝おけといへるものなまめきてをかし。めおのみち天つちよりなりてあへることほりいとたへなり。いかなればかいといふもの、一にのみあひても、ちよるづがなかにもことかいわは

あへることなき人のいもせもをりおもひあたらん。かゝりてこそ家もおさまりそふもつきて千世万代のはしともいへるならんかし。あがりてのよにはこがねも玉もあらざりしとなん。うみへだにいで、そのうつくしきをひろひとり、みどりこの耳に糸もつなぎかけけるとや。みどりごといへるもじ、万のたからといへるもじ、かいをそへたるなるべし。かのちごうつくしみ給ふる心にて御手づからつくりそ、くりおはするなど、何のふみにか見給へりし。三とせがほどのさばへなす事など、これにおほするなどいへることありとや。御ながえ出きたれり。御前に来たり。三人これもながえまで出たつ。御せきにしころじぬきのかみし、う大夫のけん御うしろにながえにて二三人女房まいる。いよのかみなどはぎたかうか、げてまいる。あかき御雨がきに紅の糸つきたるをながえにさしかけてまいる。風さと吹おちとふりくる雪を上げま下さまへ吹なびかしたる弥生のすゑばかり、山ざくらのちりたらんに、ふかみぐさの咲ほこりたるやうにて、かのをの、みゆきのふるごとまでおもひ出られたり。御ながえとりしづむるやうにつかうまつる。いとのだやかかなり。よてうはかちのひた、れのうへのやうなるものに引両をそめてこゝらまいれり。ながへぎりといふもののにのりてまいる人々めこしなどかずく有。のりものつかうまつるしてうもろくしやくなど名をいふめり。七十八十ちばかりよりはじめて、かむばんといふものきする事になむなりにき。そのことやかたへをきけば、つかさの人々におほやけよりみき給はりなどして心をなぐさめ給ふるに、花の街のめどもめして、舟にてもりものやうのものにてもそのわたりへ出たつ。これなんその人のしれるなりとみゆるさまにするると花やぎ渡いたしける。うちぎを仕丁らにうちきせていきほひまうにもせしがはじまりになん。この所にいふべきわざならねど、ふとおもひつゞけられてこだいのすがたとぞみゆる。なべてちかきよにはのりものといふものなんある。あがりてのよには車にうしをかけたものせしとこそ。今そのそうぞきて花やかにものするは、うつしえにのみのこりて、ことのふるきならひもふみのさちにうづもれぬるか。つきにしるしきぬばりなどまいる。宮の内にかひこをやしなひ、糸くり

はとりの御わざも神まつる御ぞをなんおり出て奉り給ふといふ。いとまかしこき御わたりにもあることにぞ。  
 げにや織女つめの雲の衣をおり給へるなどきければ、雲のうへまでもかゝる御わざはありけるになん。いとた  
 うとし。さてしもやゆうそくの人のかたりしからのやまとのふみどもにも、玉のかふぶり玉のおひありとある  
 衣なども色の千くさ、秋の花の、数にもこえ、春の山の草木にもまされるとや。みなときうつりことさりて、  
 中むかしよりぞぬのひた、れといへるものいできて、もはら弓矢とるみにはまどひぬるか。位あがらせ給ふ  
 がきはには、にしきたちぬひて、よろひき、たちはきなどしたる、ふるきうつしゑなどにのみ今はのこりて、  
 そのつくり出べきやうもおぼろげにはあらざるかし。なべて上下といへるにこそえほしかけなどいへることあ  
 りて、五分まだらにすることにせせめぐり、人はかけたりしなり。いまはその直衣のそでをとりてことにたよ  
 りとせるなり。みなよのさはがしかりける時、ことにたよりせしなるべし。今や時つかせ吹おさめたるにも、  
 そのことのさまありしまゝに、つくりもかへぬなるべし。それすらかうやうの時のゆへなきためしにはなりぬ  
 るなどおかし。さかやきなどいへるかしらのいたゞき、おりくにくるかみのおほひたらんをとりのけたるべ  
 し。そのはじめはひたいつけなどいへるをものせしにこそ、そりをもちひてなかばにすぎそぎこぼつなど、あ  
 やなきはぎながら今のみるめにはなれてあやしともみえず。まいてほうしなどいへるもの、つねはゆゝしきと  
 のみものするなるを、それかまくらのわたりそりす高きいやしきならしそめてさらにもいますなりけるなり。  
 わか人ならぬ人のみましかば、いかにやともおもはる。すべて礼式といへるものこそめでたくおかしきわざな  
 れ。世をへてなしたるがま、なるも、ことにふれてはありなん。才ありて稽古にくらからぬわたりうら山  
 しなどひとりごつを、やゝものぐるをしとてつきしうふ。又さなきもこはなにごとをかきもて行にもありけん。  
 たゞ筆のはしたなきまゝ、にことのはぐさのしげり行なるものをと、いとまばゆくうたてし。御くるにのうちを  
 いでさせ給ふほどより御まへうしろをうちかこひてすこするもの、なをはるかにつらなれりとぞ。

○ 十二月二十二日、田中丘隅没。「田中丘隅墓誌」を撰文するか。

この年七月十九日、丘隅は支配勘定に准じる格で大岡越前守忠相の所属となり、関東の内三万石を支配するよう仰せ付けられた。『実紀』卷三十の記事は周知ゆえ引用はさし控え、丘隅の孫田中三次郎が宝暦十年九月に作成した「親類書」（石井光太郎氏「田中休愚右衛門に関する覚書（二）」——新類書・先祖書の紹介——）『神奈川県図書館学会誌』第四号、昭和三十二年十一月に紹介）の一節を掲げる。

同（享保——引用者注）十四酉年七月十九日三拾人扶持ニ被成下支配勘定格ニ而高三万石支配被仰付、また同じ石井氏稿に挙げられた六代目田中休蔵正美が弘化二年に作成した「先祖書」には、

同（享保——引用者注）十四己酉年月日不相知、支配勘定格被仰付、大岡越前守支配罷成、関東之内三万石支配被仰付、御扶持方貳拾人扶持増被下、都合三拾人扶持ニ被成下、

とあり、日付の有無を除けば『実紀』卷三十と齟齬は見られない。丘隅としては救荒・治水の功績が漸く公儀によって正式に認められたという思いがあつたらうし、丘隅のような人物の実力を評価して登用する幕府の懐の深さもしのばせる出来事であつた。それだけに就任間もない死去は無念という他はなかつたに違いない。

丘隅の没日を十二月二十四日とする「親類書」、享年を六十九歳とする「先祖書」や川崎市小向の妙光寺墓碑（田中休愚右衛門の遺跡と遺物（二））『川崎市文化財調査集録』第四集、昭和四十四年所掲）の存在も指摘されているが、生年月日を妙光寺の「田中氏碣銘」により寛文二年三月十五日と認定すれば享年は六十八歳、また「親類書」の十二月二十四日は発喪の日を採つたと推測すれば一応の説明はつき、石井氏の設定される十二月二十二日六十八

歳没の基本線は崩れまい。

さて、丘隅には生家窪島家と養家田中家とが建てた二つの墓があり、前者の墓碑（東京都あきる野市平沢広濟寺）と後者の墓碣碑（「田中氏碣銘」）に刻されるのがほとんど同文に近いことが石井氏の報告（「田中休愚右衛門の遺跡と遺物（一）」、『川崎市文化財調査集録』第三集、昭和四十二年）にある。川崎市妙光寺の「田中氏碣銘」掲出に当っては、兩者の細かな異同まで示されていて有益である。石井氏は『先哲叢談』の記事「享保十四年、喜古没、錦江又撰其墓記。」を根拠に信遍の撰文と推定された。原念齋の記述の根拠は明らかではないが、『史氏備考』卷三十五・四十二に重出する「田丘隅墓誌」にはいずれも「鳴鳳卿」と撰者名を明記してある。実際に刻された文章とは若干字句の出入が認められるし、石井氏の紹介が漢文のままであるので、重複を厭わず卷四十二所載分に施された訓点を基にして書き下すことにする。常用漢字のあるものは、これに書き改めた。

#### 田丘隅墓誌

鳴鳳卿

享保己酉冬十二月壬午、故玉川崎玉等の知県、田中氏卒す。川崎駅小向邑に葬る。田中氏、諱は丘隅、字は喜古。寛文壬寅春三月十五日を以て武の八王子に生る。其の先相人、世甲よの信玄氏に仕ふ。信玄氏の亡ぶや、武に遷る。考窪島氏、妣委它氏、二子を生む。昆を祖道と曰ふ。季は即ち丘隅。小向の田中氏、其の遠器有るを知り、女を以て之れに妻はず。遂に以て嗣と爲る。田中氏の女、喜乗を生んで卒す。継室浅岡氏、安卿を生む。泊瀬川氏の後と爲る。丘隅生れながらにして偉、長ずるに及んで経綸の志有り。慨然として管敬仲の人となりを慕ふ。始め川崎の駅羸れて民散ず。県令丘隅の賢を知り、挙げて之を治めしむ。居ること一年、民始めて定る。三年始めて瞻る。而うして知郷宜方べ、乃ち田一区を置き義田と爲し、以て親故及び貧獨の急を救ふ。享保癸卯の春、官召して農政水土の事を問ふ。条上の言、事情に切なり。命じて荒川の水を治めしむ。効有り、秩

を賜て冠帯老人と為す。甲午年、酒勺川を濬ふ。大に効有り、堤を東西に築き、名づけて文命堤と曰ふ。事其の碑中に見ゆ。己酉、擢れて玉川崎玉等の知県と為る。居ること数月にして卒す。長子喜乗其の官秩を襲ぐ。丘隅官に蒞むの日、賦税を均しうして冗費を除き、徭役を省きて民力<sup>つと</sup>、利害を明かにして訟无からしむ。予備有りて時を奪はず、数月の間、虚偽容るる所无く、姦宄施す所無し。没するに及んで朝野歎惜せざる者無し。著す所、民間省要二十卷有り、世に行はる。銘に曰く、良稻麥、彼の南山を耕す。呂て有政に施す。惟れ国の幹。

「知郷宜方」の部分は、広濟寺墓碑では「知嚮義」、妙光寺の「田中氏碣銘」では「知郷義」とあって、いずれも意味を取りにくいのでそのままとした。また「民力」は、広濟寺の方が「粮（養）」、妙光寺が「愛」の字の上に置くので、『史氏備考』の脱字と考えられる。その他、「十二月壬午」は「壬戌」が二十二日に該当するのでその誤り、「甲午年」が「丙午年」の誤りなど、不用意な誤脱が見られ、原文の損傷は否定できない。信遍撰文の根拠も『史氏備考』及び『先哲叢談』という後世の原念斎一人に帰するところが大きいため、断定を避けて立項するにとどめる。



享保十五年 庚戌 一七三〇 四十二歳

○ 六月九日、これ以後紅葉山文庫出入自由の旨、若年寄太田備中守資晴より達しあり。

〔幕府書物方日記〕八

これまで書籍の借出・返却の取次を事とし、幾分軽減されているとはいえ相応の手續を経た上でなければ閲覧を許されなかつた紅葉山文庫に、漸くにして自由に出入りし、縦横に書物を見ることができるようになつた信遍の喜びはいかばかりであつたらう。

昨日御目付中ら来書、備中守殿御用有之間今日五時御城江罷出候様と被仰渡候旨、被申越、罷出候処、飯高孫大夫被出、備中守殿今日御成御供ニ付此旨被仰置候由ニ而、御書付壹通被相渡、請取之候、(中略)右者、成島道筑御文庫御書物見候様ニ可仕旨被仰渡候由之御書付御座候、右御書付ハ同類之御單笥之内江納置候、依之、道筑呼出し対面委細申合候、  
(六月九日条)

太田備中守は吉宗の御成の御供で不在、奥右筆組頭の飯高孫大夫が備中守から預つた書付を書物奉行に渡した。早速信遍が呼び出され、この旨の通達を受ける。この計らいが信遍の好学を十分に認めた吉宗の意向によるのは言うまでもない。信遍は張り切つて翌十日から足繁く文庫に通い始める。

○ 六月十日、十一日、十二日、十四日、二十日、二十一日、二十二日、七月四日、五日、八月十五日と紅葉山文庫の書籍を閲覧する。

〔幕府書物方日記〕八

この年紅葉山文庫では、六月五日から八月五日まで、二ヶ月に亘って風干を実施している。信遍が文庫の蔵に入る自由を得たのは、風干期間で通常の業務から書物奉行が解放され、風干に集中していたという特殊事情が大きく与っている。とはいえ、風干期間終了後も時折文庫に立ち寄って閲覧することには変わりはなく、恐らく入庫にも便宜をはかってもらうことが例となったのであろう。

風干期間中、他に文庫を訪れる者としては細井次郎大夫（広沢）がある程度で、広沢と信遍が文庫で顔を合わせることにはなかった。信遍が何を閲覧したか、興味あるところであるが、「今日、成島道筑、御蔵江罷越、御書物拝見有之候」（六月十日）程度の記述に終始するのだから、推測のしようもない。八月十五日は風干終了後で、それまでの閲覧とは若干性質を異にするかもしれない。これとて「成島道筑、御蔵江被参」と記されるのみ。信遍の文庫来訪が特筆すべき珍しい出来事ではなくなったということか。信遍の常連ぶりをここに確認できよう。

○ 七月十二日、翌十三日より十六日まで文庫休みの件を書物奉行より知らされる。

〔幕府書物方日記〕八

明十三日<sub>カ</sub>十六日迄休<sub>ニ</sub>付御弁当無用之旨書付、御弁当持平七<sub>ニ</sub>遣候、成島道筑<sub>江</sub>も、右休之義、口上<sub>ニ</sub>而申達、

(七月十二日条)

書物奉行には御賄所から弁当が支給されており、その運び役が平七という男であった。弁当が無駄にならぬよう念入りに書付を渡すついでに信遍への連絡を思い立つといった感じが文面にはどことなく漂って面白い。

○ 八月三日、八月五日の風干惣仕廻を知らされる。

(『幕府書物方日記』八)

成島道筑<sub>江</sub>久左遣し、御風干も段々相済明後日惣仕廻いたし候間、左様<sub>ニ</sub>被心得候様<sub>ニ</sub>申達候 (八月三日条)

「左様<sub>ニ</sub>被心得候様」とは、風干終了後はこれまでのように全く自由というわけにはいかないとの意を含むのであろうか。書物奉行としての平常業務にもどるのだから、信遍一人のために全面的に便宜をはかるのは難しいというのは常識的な判断であろう。また信遍も公用第一のけじめを忘れることはなかった。なお「久左」は書物方同心の杉村久左衛門とのこと(『幕府書物方日記』八、人名一覽)。

○ 十一月七日、八日、浦上弥五左衛門とともに紅葉山文庫の類書・雑品の書物を一覽する。

(『幕府書物方日記』八)

昨晚方御目付方来書、浦上弥五左衛門・成島道筑、御書物蔵<sub>江</sub>可罷越間、無滞御蔵<sub>江</sub>入<sub>レ</sub>御書物一覽有之候様<sub>ニ</sub>、伊予守殿被仰渡候由被申越候得共、何日と申義無之間、即刻御殿<sub>江</sub>罷出、大島織部<sub>江</sub>致対談候得共、慥<sub>ニ</sub>不相知候、今日罷出承候様<sub>ニ</sub>被申候間、御殿<sub>江</sub>罷出候得ハ、御蔵<sub>江</sub>道筑罷出候由、依之、御蔵<sub>江</sub>罷越候処、追付弥五左衛門被相越、類書・雜品御書物一覽、七時退出有之候。

(十一月七日条)

若年寄本多伊予守忠統の指示が閱覽予定日を欠くという不正確さで、目付の大島織部も事情を把握していなかったため、書物奉行奈佐又助もとんだ無駄足を踏まされた恰好である。信遍を使えば多少は連絡内容が不十分でも文庫側が便宜をはかってくれるだろうとの甘えが吉宗や高官達の間を生じていたのかもしれない。勿論書物奉行側が拒むわけにはいかない。しかし少しずつ手続きがいい加減になるのを奉行も黙止してばかりはいられない。この後、数年にわたる信遍と文庫の交渉の中で、連絡や手続きの不備、返却の徹底などを奉行側が強く求める場面が何回か見られることになるが、そもそものきっかけとなったのがこの両日の出来事だったように思われる。

翌八日も弥五左衛門と二人で雑品の類を一覽し、七時に退出した。浦上弥五左衛門直方は吉宗近侍の御小納戸で、信遍の文事仲間の一人である。

○ 十一月九日、浦上弥五左衛門とともに紅葉山文庫より「尋到源頭」以下十四点を御殿へ借り出す。

(『幕府書物方日記』八)

今日、弥五左衛門・道筑、御蔵<sub>江</sub>被相越、雑品之類一覽被致、左之御書物御殿<sub>江</sub>持参可有之由被申聞候間、左候

ハ、御側衆迄私持参差上申度段申候得者、被得其意候、追付致持参、肥前守殿<sup>五</sup>御直<sup>三</sup>差出候、伺書肥前守殿<sup>五</sup>可差上之由申候得ハ、致左様候様<sup>ニ</sup>被仰聞候。  
(十一月九日条)

弥五左衛門と二人で調査した結果、御殿へ借り出すことになった書物は、「尋到源頭」「便民図纂」「遵生八牋」「留青日札」「蓬窓日録」「説畧」「事物紀原」「博物彙纂」「博聞勝覽」「時物典彙」「湧潼小品」「増補萬宝全書」「事林広記」「焦氏類林」の十四点。うち「留青日札」「蓬窓日録」「説畧」「時物典彙」「湧潼小品」の五点は即刻返却された。吉宗がいかなる意図で調査を命じたかは不明。なお肥前守は御側衆の戸田肥前守政峯。

○ 十一月十一日、浦上弥五左衛門とともに紅葉山文庫より「萬書統宗」「積玉全書」「博覽全書」「大明一統志」を借り出す。

(『幕府書物方日記』八)

この借出しも「御用之由<sup>ニ</sup>て」(十一月十一日条)行われたとあるから、九日分と一連の調査に使用されたのであろう。今回の受取役は御側衆土屋兵部少輔秀直である。

○ 十一月十八日、御側衆土屋兵部少輔秀直に代って、「本朝通鑑」以下七点を書物奉行より受取り、「東鑑」以下十五点を返却する。

(『幕府書物方日記』八)

これまでの類書雑品類とはうってかわり、吉宗周辺は日本の通史を求めた。信遍を介して借り出されたのは、「本朝通鑑」「三代実録」「本朝通紀」「日本後記（ア）」「続日本後記（二）」の七点。一方返却された十五点のうち、「尋到源頭」「遵生八牋」「博物典彙」「博聞勝覽」「事林広記」「増補萬宝全書」「焦氏類林」は十一月九日に御殿へ借り出したもの、また十一日に御殿へ上げた四点のうち「積玉全書」を除く三点もこの日文庫に戻っている。

浦上弥五左衛門と二人で書庫中の実見をすませた上で借り出し、十日以内にはおおむね戻されていること、十一月九日借り出し分のうち即時に戻された書物があることを考えると、内容の詳細な検討が目的ではなく、書誌的な調査の参考図書として使用されたかと思われ、和漢書の収集と校合の作業に供されたと推測することは可能かもしれない。もつとも確証はない。

○ 十二月四日、紅葉山文庫を訪れ、「園太曆」「明德記」「続太平記」を吉宗に差し上げるべく借り出し、また浦上弥五左衛門の吟味し残した書物を調査する。

〔幕府書物方日記〕八

今回は前日に戸田肥前守から、「明四日、御用ニ而道筑御書物蔵江罷越候ニ付、四時前罷出候様ニと、日時を明記した来書が書物奉行のもとに届いていたので、行き違いはなかった。

道筑罷出、左之御書物（園太曆）以下一引用者注）差上候様ニ出し置候、其外先達而浦上弥五左衛門被参候節吟味残シ之御書物、是亦吟味いたし、罷帰候、

（十二月四日条）

十一月七日以降、弥五左衛門が一人で文庫に来て書物を吟味した旨の記事は見当らないので、信遍と同行した折の調査の残りと見るべきか。二人で分担して吟味を進めたが、この種の作業では恐らく信遍の熟達に及ばなかったものか。同日の次の一つ書には、「明月記」の不足分を水戸家の蔵本の写しでもって補い、補写分の表紙を紅葉山文庫現蔵本と同じ体裁にして揃いとする旨の記述があり、信遍と弥五左衛門の業務も同類かと一応推定しておきたい。

○ この年、和文「露のあと」（『全集』卷十）を記すか。

「露のあと」については、既に「年譜稿」②一六八に一部を引用し、養父成島信好の嫡男信近の臨終（宝永元年六月二十一日没、十七歳）に信遍が立ち会った可能性を指摘しておいた。御参照いただきたい。ただ旧稿では全文を掲げるに及ばなかったので、読解の要点を注記しつつ、ここに改めて全文を紹介する。

#### 露のあと

露電に身をやどしてあまつ空のはてしなき事どもおもひをくらんも、仏の御をしへにはいとつみふかくなどときをかせ給へるとなん。はらかなるもの、なくなり侍りしより、あすか川ながれてはやきとしなみ一めぐりにもすぎては、年の矢のあるごとくなる、すゞろにうちおどろかれつ。されば、あつしかりけるきはまでつとそひて、何くれときこえかはし侍るにも、そのおほやけのことをのみこそくりことにはものしはべりつれ。あはれいまたびのと、はなうちかみ、むせかへりて、またもつかへまつらんことをのみ今はのきはにも聞えかはしつる、しうねきいと心ぐるしくや。はたそのつみもふかゝるべし。わたくしにつけても、たらちねのおや

の、こ、を、な、ん、う、ら、な、く、ね、ん、じ、わ、び、あ、へ、り、て、妻、と、い、ふ、も、の、を、だ、に、ぐ、せ、で、い、か、に、し、て、か、身、を、お、こ、し、家、を、も、か、  
 や、か、し、て、滄、河、の、ふ、か、く、す、み、の、高、き、恵、の、か、た、は、し、を、だ、に、む、く、ひ、て、ん、な、ど、お、も、ひ、入、た、る、さ、ま、い、ま、ま、の、あ、  
 た、り、に、み、る、心、地、の、み、し、侍、り。か、ば、か、り、す、み、は、て、ぬ、世、に、は、か、な、き、わ、ざ、な、る、や。し、か、あ、れ、ば、あ、ら、が、ひ、て、や、し、な、へ、り、  
 い、も、の、も、い、ま、ぞ、十、あ、ま、り、一、と、せ、に、な、り、ぬ。よ、と、け、だ、か、く、な、り、も、て、ゆ、き、侍、る、ま、に、そ、の、御、か、た、に、つ、き、て、も、  
 わ、か、葉、の、竹、の、は、や、う、よ、り、み、や、づ、か、へ、に、も、う、の、ほ、せ、て、し、が、な、も、の、ふ、の、弓、矢、の、道、を、も、見、も、し、聞、な、ら、は、し、て、し、が、  
 な、と、朝、夕、に、ね、ん、じ、お、る、に、も、さ、れ、る、も、の、は、う、と、く、き、た、る、も、の、は、し、た、し、き、な、ん、日、に、ま、し、よ、の、さ、ま、な、れ、ば、い、  
 ひ、出、べ、き、か、た、な、し。い、で、や、み、も、と、に、も、の、と、ひ、參、ら、せ、つ、る、は、廿、と、せ、あ、ま、り、七、と、せ、が、ほ、ど、に、な、む。は、ら、か、ら、な、る、も、  
 の、な、く、な、り、し、も、そ、の、御、う、へ、を、ば、あ、な、ほ、と、け、と、ね、ん、じ、ま、い、ら、せ、つ、る。お、も、へ、ば、す、く、せ、い、か、な、り、け、ん、よ、す、が、  
 な、る、に、や。し、か、あ、る、よ、り、か、る、こ、と、を、も、か、ら、衣、う、ら、な、く、か、こ、ち、侍、か、は、し、け、り。猶、し、も、あ、ま、の、も、く、づ、か、ひ、や、り、す、  
 て、給、は、で、松、が、う、ら、島、心、あ、る、蟹、も、あ、ら、ば、け、い、せ、さ、せ、お、は、し、ま、し、て、か、の、は、か、な、く、消、に、し、露、の、草、の、は、ら、を、も、跡、な、  
 が、ら、と、は、せ、給、ふ、に、は、い、か、ば、か、り、苦、の、下、に、も、埋、木、の、人、し、れ、ず、も、の、し、侍、り、な、ん。つ、み、ふ、か、う、お、も、ひ、を、き、つ、る、あ、ら、  
 ま、し、を、い、か、に、も、し、て、か、と、を、し、て、し、が、な、現、在、の、果、を、み、て、い、へ、れ、ば、あ、り、し、心、の、ゆ、く、ゑ、も、覺、束、な、し。な、か、ら、ん、  
 跡、に、も、ほ、い、と、げ、た、ら、ま、し、か、ば、紫、の、雲、に、む、か、へ、ら、れ、て、は、ち、す、葉、の、露、の、台、に、も、み、ち、び、か、れ、ゆ、く、ゑ、に、し、と、も、な、り、な、  
 ん、か、し。ほ、さ、ち、の、御、あ、り、さ、ま、は、世、の、人、を、わ、た、す、舟、人、に、も、譬、奉、れ、る、な、ど、は、や、う、う、け、給、へ、り、し、ぞ、か、し。み、し、め、  
 な、は、た、の、み、を、か、け、參、ら、せ、ぬ、る、ひ、と、へ、に、か、の、舟、び、と、の、御、ち、か、ひ、に、も、や、と、て、  
 た、の、み、つ、る、法、の、み、ふ、ね、の、つ、な、で、な、は、そ、の、よ、の、ち、ぎ、り、ひ、き、な、た、が、へ、そ

(私に傍点を施した)

冒頭近く、「はらから」が亡くなって一周忌を過ぎると年月は「矢のゐるごとく」去ってゆくとの感慨は、一周忌  
 からも相應の時が流れていることを前提としている。「あつしかりけるきはまでつとそひて」が、「はらから」の枕



頭に待る信遍の若き日を物語るとの推測は、まず動かしがたい。その「はらから」はしきりに公務を気にし、「またもつかへまつらん」ことばかりを願ったというが、父信好の实子信近は、部屋住のままで表坊主として出仕したことがあり(『諸家系譜』)、病に倒れはしても職場復帰を思わぬ日はなかつたであろうから、信近のこととして間違いない。私的には、「たらちねのおやのことをなんうらなくねんじわびあへりて」とあるから、親に先立つ不孝を嘆じたのだろうし、「妻といふものをだにぐせで」は十七歳の未婚の死に吻合する。問題は、やはり旧稿でも未解決であった「あらがひてやしなへりしものも、いまぞ十あまり一とせになりぬ」とあるのが和鼎を指すのか否かという点である。その後には「宮仕えを願ひ、武士の素養を身につけさせようという親としての思いが語られるから、和鼎と見てよさそうではあるが、「あらがひて」という語がなぜこの文脈に必要なかが結局判らない。「みもとにも」とひ参らせつるは甘とせあまり七とせがほどになむ」を、旧稿では信遍二十七歳の正徳五年に養父信好が没したことを指すと考え、「みもと」を「仏の御前」と解した。しかし「ものとひ参らせつる」を「仏の御前に参る」死ぬ」と捉えるのは無理かもしれない。このあとに「かのはかなく消にし露の草のはらをも跡ながらとはせ給ふには」とあるところを見ると、この文章は養父信好・義兄信近の眠る成島家の菩提寺本法寺の住持に寄せたものかもしれない。信近が臨終に際して「あなほとけとねんじまいらせ」た「その御うへ」を同じ住持を指すと見れば、この部分の文脈は通じる。「みもと」は住持であり、住持をたずねて会うのが「ものとひ参らせつる」なのではなからうか。不可解な言辞の多い文章でまだ十全に読み解けたとはいえないが、現時点での試案として呈示しておく。

享保十六年 辛亥 一七三二 四十三歳

○ 正月刊『護園録稿』巻下に「城南酒楼送嵐山人還山歌」「宿牛頭寺」「観百官早朝」「梅花落」「少年行」「題射獵図」「呉宮詞」「遊獵歌」の八首入集。

『護園録稿』は「享保十六年孟春吉旦」付で、京茨城多左衛門・江戸小川彦九郎により刊行された。蔵版は茨城の方である。「割印帳」には享保十五年正月・同十六年正月割印の分に重出する。やはり伝えられる南郭・春台の対立が影響したのであろうか。

信遍入集詩の一番目「城南酒楼送嵐山人還山歌」が入江若水の帰洛を送る詩で、詩題も本来は「城南酒楼送江山人還嵐山歌」ではなかったかと推定した（『年譜稿』③―一二八、④―一〇九）が、信遍伝に直接寄与するのはこれのみで、あとの七首は成立年時を確定し得ない。そのような諸書に断片的に収められる信遍の詩文を集成し表現の分析を施すには別稿を用意するのが至当と思われるので、詩本文の引用はさし控え、江村北海『日本詩選』に「宿牛頭寺」「呉宮詞」が、首藤元高『日本名家詩選』に「梅花落」が、友野霞舟『熙朝詩薈』巻四十七に「宿牛頭寺」「観百官早朝」「少年行」「呉宮詞」「遊獵歌」が収録されることを指摘するに留める。

○ 九月一日、土屋兵部少輔秀直を介して、享保十二年十一月十五日に紅葉山文庫より拝借した「李滄溟集」  
「李空同詩集」を返却する。

〔幕府書物方日記〕九)

掲出した二点に「弁州山人四部稿」を加えた三点を拝借した経緯については、「年譜稿」⑤—七二を御参照いただきたい。「弁州山人四部稿」の返却は享保十八年にまでずれ込むことになる。

○ 十月二十二日、紅葉山文庫に返却した「李滄溟集」「李空同詩集」につき、書物奉行堆橋主計と面談する。

〔幕府書物方日記〕九)

成島道筑返上之李空同集等二部之御書物、此度見合候得ハ、御文庫ニ相残り候御書物と少ツ、入違ひ候義も有之、且又、右御書物ハ、二通りツ、差置可然奉存候ニ付、其儘相残シ候段、書付を以、土岐左兵衛殿<sup>江</sup>主計申達之候、其外道筑<sup>江</sup>主計面談申候委細ハ略之候。(十月二十二日条)

二点の書物が借り出された翌年の享保十三年、紅葉山文庫では二部以上所蔵される書物の扱いに關する申し合わせ事項を定めている。そこに信遍借用中の「十三経」の下賜を円滑に進めるための吉宗の配慮が働いたであろうことは推測した通りである(「年譜稿」⑤七四〜七五)。また、十六年九月四日には、文庫の重複本を田安宗武・一橋

宗尹に頒ち、なお残った分は払下げる事が確認されてもいる。だからこそ、信遍から返却された分と文庫に残っていた分には少しずつ「入違ひ」があり、文庫に二部保存することに正当な理由の存する旨を御小姓の土岐左兵衛に殊更確認しなければならなかった。土岐は享保十三年の申し合わせ策定を直接指示した当事者でもあったから、堆橋主計もわざわざ報告に及んだのであろう。その上で信遍との面談に及ぶという、甚だ周到な手続きを主計は踏んだ。

○ 十二月二十五日、紅葉山文庫に返却された「大日本史」「寛永諸家系図」の筥の錠について、御書物奉行松村左兵衛と談ず。

〔幕府書物方日記〕九

右、御用相済候由、肥前守殿御渡、請取之、相納置候、但、日本史錠・寛永系図鑰未下り不申、道筑江申談置候。

(十二月二十五日条)

該書は有馬兵庫頭氏倫が借りていたものであった。錠鑰の管理も含めて奥向の書物御用は信遍を窓口としていたと見られる。さらに信遍は、「ゆたん・錠・鎰有之分者此方ニ残置、封印ニ而も付差上候様ニ申合候様ニ」と(同日条)松村佐兵衛に申し聞かせた。書物を入れた長持等の覆いに使う油単や錠の類は、文庫の方に残しておいて、封印をして奥へ差し上げるようにとの意向を伝えたわけで、その方が余計の管理をしなくてすむということなのであろう。

○ 冬、芙蓉楼を建てる。

（『先哲叢談』所引「芙蓉楼記」）

『先哲叢談』に引かれることで辛うじて湮滅を免れた貴重な逸文「芙蓉楼記」には次のようにある。

辛亥の冬、余一小楼を江上に架し、之を顔して芙蓉と曰ふ。以て藏書の所と爲す。芙蓉の名何に取る。諸を芙蓉の軒に当るに取るなり。芙蓉相距ること実に三百余里。而るに坐して三峰の雪を掲るは、其の高くして且つ秀づればなり。楼何に由て起つ。蓋し家に賜書千余卷有り。帷房側漏の地に辱れんことを恐る。此れ楼の起つ所云々。（原漢文）

「賜書千余卷」は拝領した「十三経注疏」や「二十一史」が主なものであろう。ただし、「二十一史」の方は、九月に重複分の払い下げが決してからの下賜だったかもしれない。入江南溟の「伝」にも「同（享保——引用者注）十三年、尋いで二十一史を賜る。乃ち藏書庫を建て、号けて芙蓉楼と曰ふ。其の正面に芙蓉の雪嶺を彷彿とすればなり」（原漢文）と記す。これ以後信遍の代表的な別号「芙蓉道人」が登場し、万巻の書を擁し、富士に対して筆を執るにふさわしい時と場を得ることになる。いきおい知友を招いての詩会の席となる機会も多かった。「楼上開琴酒、芙蓉倚百尋、高山知己色、白雪主人心、渚日雖難晚、江春奈易陰、猶憐兼石室、坐探秘書深」（『南郭先生文集』二編卷三「暮春集錦江芙蓉楼得心字」）のような情景が幾度となく繰り広げられたに相違ない。好学の「知己」は、四周を書籍で固められた楼上での雅宴にすこぶる心ひかれた模様である。高野蘭亭も、「把酒南溟揺萬里、閱書東壁照千秋」（『蘭亭先生詩集』卷五「島帰徳芙蓉楼落成」）と、学問遊興一体の場の完成を祝している。

○ この年、三女ゆき出生。

〔全集〕卷十所収「ゆき女の行状」

信遍には娘が五人あつた。嫡男和鼎を産んだ妻、細川采女正家来乾五郎兵衛利定女はこの時すでに死去しており、娘五人を産むのは利定の次女、即ち後妻として入つた先妻の妹であつた。しかし長女と次女は『諸家系譜』にはただ「早世」とあるのみで、一切の事跡を明らかにしない。和鼎とてまだ十二歳にしかなつておらず、二人の娘は乳幼児の段階で相ついで没したらしい。三女のゆきが事実上長女のようなものだった。

「ゆき女の行状」は宝暦六年秋に書かれたゆきの追悼文である。冒頭に

松平忠昆が妻は信遍が女なり。宝暦六年の秋七月廿一日卒す。年廿六歳也。

と、いきなり彼女の生のいかにも早い終着点が提示され、その無機的な行文に一瞬たじろがざるを得ないが、それに続くのは若くして世を去つた愛娘に寄せる愛惜の念が痛々しいほど塗り籠められた、まさに慟哭の文章である。この前後、三人の娘は相ついで死に、信遍晩年の成島家には悲愁の色が濃く漂う。それは各々の運命の日に年譜稿が叙し及ぶ時に改めて検討することになる。今はさして遠くもないゆきの逝去を視野の片隅に入れつつ、ともかくも出生を祝すにとどめる。

享保十七年 壬子 一七三二 四十四歳

○ 正月十七日、払下げの紅葉山文庫旧蔵書物の代金取り集めにつき、書物奉行へ書状出す。

(『幕府書物方日記』九)

成島道筑方来書、先比土岐左兵衛佐殿御頼候而御払御書物共被差出候ハ何々と申事、奥相廻り候分書付遣之様  
ニ、右之代金取集メ被遣候ニ付入用由、  
(正月十七日条)

昨年九月に決定した重複本の払下げに対し、書籍を所望する奥務の幕臣は多かった。「御払ニ成候御書物奥之衆望  
ミ大勢有之候」(享保十六年十一月十八日条)中でも、「土岐左兵衛・大島雲平・長尾分哲御払本望之書付三通被相  
渡」(同十一月廿日条)とあるごとく。御小性の土岐朝直、御小納戸の大島以興、西丸奥医師の長尾伯藩の三人は書  
付で確認をとるほどに希望点数が多かったと見られる。このうち大島・長尾の二人は、享保十七年四月の曲水宴に  
信遍とともに参加し、各々歌と詩を詠じている。吉宗周辺の奥務の間に、詩歌を詠じ書物を愛する風が漸く定着し  
つつある。信遍の膨大な賜書がこの氣運の醸成に一役買ったのは確かであろう。

さて掲出の一条は、信遍が土岐左兵衛朝直に払い下げた書物の細目を知らせよう書物奉行に求めたもの。その  
理由は払い下げの代金徴収に必要だからという。信遍は奥務の幕臣の払い下げ書籍代の取り集めを受け持っていた  
ことになる。学問の質と量にかけては奥務の誰にも引けを取らぬ信遍も、身分的には奥坊主、書籍代の集金のごと  
き雑用もこなさなければならなかった。

○ 二月二十日、集金した払い下げ書籍代の釣り及び領収書等を書物奉行より送付される。

〔幕府書物方日記〕九

成島道筑相調候御払御書物代銀之つり并清兵衛請取壹通・道筑方参候目録壹冊、右之通、奥坊主衆元与ヲ頼預ケ置申候、道筑罷出候ハ、相届ケ可申由。

〔二月廿日条〕

払い下げ書籍は、唐本屋清兵衛・出雲寺源七の二軒に入札させた上で、この年二月二日に引き取らせている。奥務の幕臣達の分を集金して支払った釣りと唐本屋清兵衛の請取が、奥坊主の元与を介して信遍に送られたのは、以上のような経緯による。目録とは払い下げ所望書籍の細目であろう。

○ 二月二十七日、急に紅葉山文庫の書籍閲覧を申し入れ、「蘭亭記」「潜確類書」「淵鑑類函」「説郛」「月令広義」を借り出す。

〔幕府書物方日記〕九

この日、吉宗周辺と文庫は、異例の閲覧申込みの連絡で大そうあわただしい動きを見せた。

又助殿方成島道筑手紙被遣、道筑急御用ニ而御蔵<sub>江</sub>罷越候由ニ付、御蔵<sub>江</sub>罷出候、肥前守殿方茂御来書、右之趣被



仰越、御蔵より御請仕候処<sup>ニ</sup>、御宝蔵御門前<sup>ニ</sup>而肥前守殿御待、御呼被成候<sup>ニ</sup>付、早速罷出候得ハ、肥前殿被仰聞候ハ、道筑御蔵<sup>江</sup>罷出候、其元方御申達無之候ハ、出間敷候間、御殿<sup>江</sup>罷出道筑<sup>ニ</sup>其段申達候様<sup>ニ</sup>被仰聞、御殿<sup>江</sup>出、道筑<sup>ニ</sup>申達候、(後略)  
(二月廿七日条)

同役の奈佐又助から信遍の手紙を受け取った水原次郎右衛門は、信遍の文庫閲覧を知ったが、御側衆の戸田肥前守政峯からも手紙で同趣旨を知らされ、また直接会つて了承の旨を信遍に伝えるよう促されている。突然の閲覧申し出が吉宗の意向によるのは間違いない、吉宗の発案も至極場当りにさえ見える。信遍は書庫で書物を吟味し、「蘭亭記」一卷、「潜確類書」一冊(四冊目)、「淵鑑類函」一冊(十七之十九)、「說郛」一冊(百十四)、「月令広義」一冊(七冊目)を借り出した。貸し出しの書付は翌日付で出ている。

「蘭亭記」以下の五点が漠然とした調査を目的とはせず、かなり限定された対象を想定して借り出されたことは、「蘭亭記」以外の叢書の中の一冊ずつを特定している点からも窺える。そして信遍が何を考究しようとしたかは、他ならぬ五点の内容から自ずと知れる。これは次項とも関わるのでそちらに譲って検討する。

○ 二月二十八日、曲水宴儀注を仰せ付けられる。

(「諸家系譜」)

享保十七年<sup>子</sup>二月廿八日、曲水宴儀注被仰付。

(「諸家系譜」)

吉宗の古式復興の一として曲水宴が挙げられるが、その儀式の考証を信遍は命ぜられたわけである。ただし調査を命ぜられたのは、正確には二十八日ではなく、二十七日以前であつたろう。二十七日の文庫調査は吉宗の指示を

受けて成されたと見られるし、信遍の借り出した「蘭亭記」以下すべて曲水宴の考証の参考文献と断じてよいからである。『諸家系譜』の二十八日説は、調査結果の報告の日をもって受命の日と捉えているのかもしれない。あるいは後世の記録の持つありふれた誤認であろうか。

曲水宴は、詩歌の献詠も伴う、吉宗周辺の幕臣文化圏の最初の文化行事と言ってよい。その中で儀式を考証し、詩を献じ、和文の私記を記した信遍の働きは大きかった。また和歌を詠じた近臣の多くは冷泉家の門人としても詠作活動を続け、まとまった詠草を残す者も現われる。江戸冷泉門の最上層の、しかも初期の歌人が吉宗周辺から簇生した事実を証する端的な例として評価すべきである。

ただし、その実施までには曲折があり、伝存する資料では具体像が容易に知れ難いところもあった。以下、曲水宴の実施について、やや長くなるが考証しておきたい。

○ 四月上旬、曲水宴挙行（推定）。詩を献じ、和文「曲水宴私記」（『全集』巻一）を記す。

曲水宴は三月上巳の日に行うのが古例に叶う。しかし吉宗主催のこの宴は天候不順に見舞われて三月中の挙行は不可能と相成った。では実際にはいつ行われたか。ところがこの日時の確定そのものが一筋縄ではいかない。

主な説は二つ、即ち四月二日説と六日説がある。まず二日説としては、磯野政武『仰高録』に、

享保十七年三月（依雨天四月二日被行之——以上割注）、兼而御沙汰あり、中右記等是彼御庫の御本を以て御考、

古例を正され、今日曲水宴あり。御小性御小納戸御医師等の中御泉の流に従ひ、設座賦詩詠和歌而傾盃。其事終て各録を賜ふ。此宴は成島信遍私に記たる一卷にみゆれば、こゝに詳ならず。（これも信遍に乞て正しく筆し

たる一卷、政武家蔵せしむ——以上割注)

とあり、『実紀』附録卷十六に、

なにごとも継絶興廢のことまつりごち給ふあまり、公武ともに久しく絶たりし曲水の宴を、一度をこし給はむとの御事にて、成島道筑信遍に仰ありて、中右記等をはじめ、和漢の書の中より、古例あまねくさぐりもとめられ、そがうへにも御みづからの盛慮もて、古今を斟酌し給ひ、遂に一時のをきてを定められ、享保十七年三月三日その事行はるべかりしに、雨にさはりて同じき四月二日遂にとげ行はる。巨勢大和守利啓、田沼主殿頭意行、小堀土佐守政方、菅沼主膳正正定、伊丹三郎右衛門直賢、大島雲平以興、大久保源次郎忠喬をはじめ、和漢の才人各御庭の池辺に座を設け、觴を流し、各詩歌を賦す。信遍は別の仰ごとをうけてこの座に列し、七言の古躰をつくりて奉る。ことはて、みな御前に召て禄多く賜はり、各歎をつくして退きぬ。けふの序は浦上弥五左衛門直方(小納戸)書て奉る。信遍はさらにかなの記をかきて進らせたり。その草稿は今も家に存せりとあるのが挙げられる。

一方の六日説は、『諸家系譜』・『諸家譜』「道筑略譜」など、成島家の先祖書に基づく資料が提示している。順に各資料を掲げれば次の通り。

四月六日御宴之節詩歌并記文差上申候。

(『諸家系譜』)

十七年二月曲水宴儀注の事をうけたまはり、四月六日御宴あるのとき、詩歌をよび記文をうけたまはる。

(『諸家譜』)

四月六日御宴之節詩歌記文差上候。

(『道筑略譜』)

「六日」と「二日」のいずれが事実か、この段階では何とも言えない。どちらかがもう一方の文字を誤ったとすれば、「六」を「二」と誤る方が可能性は高いだろう。しかし、事はどうやら「二」と「六」相互の書写上の問題に起因するのではないらしい。

二日説の資料がいずれも言及した信遍の「曲水宴私記」という和文がある。これと「曲水宴詩歌」の冒頭に置かれた浦景久〔『実紀』附録巻十六の記事、内閣文庫本「曲水宴詩歌」△『文政十年御大札之記』所収〕の作者名寄に「序御小納戸 浦上弥五左衛門 景久」とあること、『全集』巻一所収「曲水宴序」末の「浦景久謹上」の傍注に「浦上弥五右エ門」とあるのが「弥五左エ門」の誤りと見なされることなどから、信遍と紅葉山文庫を共同で調査した浦上弥五左衛門直方と同一人物と思われる。の漢文序とが、曲水宴の実態を考える上で第一の根本資料となるはずである。ところが景久の序は、「玄黙困敦載暮春之季、賜宴殿前曲水之上」と始まり、「享保十七年春季春日<sup>臣</sup>浦景久謹上」と締め括られている。つまりこの序は三月中に曲水宴が催されるのを前提に撰文されていることになる。四月に入つての実施に際し、景久の序は既に出上来上がついていたわけである。あるいはこれと同様のことが信遍の「曲水宴私記」にもあてはまるかもしれない。腹稿として準備されたものであれば、そこに盛られた情報には注意を払う必要がある。

ともあれ、『全集』巻一所収本により、「曲水宴私記」を掲げる。なお「曲水宴私記」は松浦静山『甲子夜話続篇』巻五十四（平凡社刊東洋文庫『甲子夜話続篇』5、四〇六頁）や内閣文庫蔵の宮崎成身『視聴草』初集之四（汲古書院刊『視聴草』第一巻一六一〜一六二頁）などにも収められ、既に活字化・影印化もなされており、重複の嫌もあるが、本文の出入りが三者相互にかなり見出せるので、『全集』本を底本に『甲子夜話』本（『甲』と略）・『視聴草』本（『視』と略）との異同を注形式で補う。ただし細かい表記の違いは無視し、言葉としての相違・有無のみを問題とした。また「甲」「視」の間で本質的な異同のない場合、掲出する字句は「甲」をもって代表させた。

曲水宴私記

ころは月にをくる、春のなごり一二日のほどなりけり。よその桜は散にたれど、おまへの梢は青葉まじりに所々咲のこりたり。南よりかほれる風もよ、と吹たちぬるが、中島の木々にしらべあはせて、花になく鶯かへりがてに、猶高きにうつるこゑもさながらけふをまちがほなり。みいけのかみより流をめぐらし、物のへだてたる木陰をとりて、りうしやうのたよりにしつらはせらる。さぶらふ人々の中にて、からのやまとのすきものどもたれかれなど、かねてめしきだめらる。ながれのかなたこなたにわらうださしすゑつ。かうやうの事ども、茂明の朝臣(稲葉越中守—傍注)うけ給はり、そのしゆらいあり。此えん、弥生のはじめ桃花のさかりに給はせおはしますべかめるを、雨にさへられてなん、この比にうつりぬ。やうくはやあつまりぬべし。昼のほど過してよと仰ごとありしとや。かゝることにもこまやかなる御めぐみのなみかけまくもかしこしや。なべてすたれりし道をも絶たる跡をも、いたらぬくまなくたづねおこさせ給ふ御ころあはなるべしと、みな人かしこまり思ふ。ひるますぐるほど、ひつじのさかりに御まへにして題たんゐんたぶ。うたもしかなり。そのつきくになみ居たる、みなやすらかにあるべきむね仰ごとをつたふ。水上よりさかづきをながす。ふたつみつがほどはみきをたゝへず。これなんそのはじめといふのしるべなるべし。人々御題をひらきて見る。はじめより座のかたはらにすゞりふんでふみのれうのものにすゑたり。さかづき流おはるほど、一ときをみつがひとつにもあらん。人々のどやかになみ居たれど、水どりの下やすからぬこゝろあはつけきものから、さすがにのどめたるさまなり。おりしも雲のかへしのあらしに村雨さとふりて、一とをり過るに、きよらかなる泉にながる、花の、露をふくみてつや、かなるがうかぶ。又になくうつくし。一ふさながらのは風にふかれ汀にたゞよひ、あるは水上へかぜの吹かへすさま、うつしゑなどのやうにてめもあやなり。盃の数は百ばかりにや、御恵のかたじけ

なきとてひたぶるにかたぶけ、ゑひご、ちするおきなもあり。げにすさう也。ふみにのみこ、ろしめて、杯な  
 がれおはるまでとりあへぬもありなんかし。それが中にももとゆき朝臣や、ことにゆうにこそ見え侍りつれ。  
 盃とらんれうにとてわかきすきもの、かたはらになみたるに、けしきばみてかはらけさ、れたる、まことに  
 なさけめきてゆうなりし。この日をのれはもろこしだちてさうぞきつかふまつるべき仰ごとをつたへられしか  
 ば、しらぬ国のさうぞく給ひてけるま、からうたをも唐ぶりにすじ出したるを、みな人ゑみの、しり、ある  
 はにくめるも有ぬべし。いづれにものぐるほしきわざなり。はやさかつきながれをはりて侍るま、に、からの  
 もやまとのをもとりぐみな書つく。さうのま、にて御前にさしをき、ぬかつきてすこししぞきぬ。をのく  
 ろくたまひ、はたみき給はりて、みな人ゑひのうちにかまでけり。わが国ぶりのさすがにうらやまれて侍るま、  
 くむやけふ世々をへだてし跡とめて霞をながす波の盃  
 折にあふあめも恵の色そへて花の波まにめぐるさかつき

となんひとりごたれぬ。まことやけふの御宴に花のなみた、まくおしきまで見え侍りしを、人にとへば、やぶ  
 た(助右工門清武―傍注)といへるが水上にありて、からやまとの風情をそへなんとものしけるが、さるは咲  
 出たる桜が枝を、此日ごろ嵐をよき人にもひめ置て、けふしもひとしれずながしつるとなん。

(校異)

- ① 「ひとひ二日」(甲・視)
- ② 「おほん前」(甲・視)
- ③ 「青葉まじりの色をのこし」(視)
- ④ 「みんなみ」(甲)「みんなみの空」(視)

- ⑤ 「ほどこそあれ」(甲・視)
- ⑥ 「草木」(視)
- ⑦ 「あひてきながら唐琴に吹物そへたらんばかりきこゆ」(甲・視)
- ⑧ 「なをかへりがてにして」(甲・視)
- ⑨ ナシ(甲・視)
- ⑩ 「物ふかき」(甲・視)
- ⑪ 「給ふ」(甲・視)
- ⑫ ナシ(甲・視)
- ⑬ ナシ(甲・視)
- ⑭ 「水のうらうへ」(甲・視)
- ⑮ 「たり」(甲・視)
- ⑯ 「越中のかみ茂明」(甲・視)
- ⑰ 「うけ給はりて」(甲・視)
- ⑱ 「桃李」(甲・視)
- ⑲ 「うつりぬ」の次に「日かげもややあつかりぬべし」の一文あり(甲・視)
- ⑳ 「しほの昼まを」(甲・視)
- ㉑ 「なんありつるよし」(甲・視)
- ㉒ 「すたれにし」(甲・視)
- ㉓ 「したはせ」(視)

- ②4 「など」(甲・視)
- ②5 「ひつじのときばかりに」(甲・視)
- ②6 「て」(甲・視)
- ②7 「探韻など」(甲)
- ②8 「す、みてわらうだにつく。とばかりありて」(甲・視)
- ②9 「ぞはじめといふのしるし」(甲・視)
- ③0 「よむ」(甲・視)
- ③1 「その始」(甲・視)
- ③2 「かたへ」(甲・視)
- ③3 「れうの調度」(甲・視)
- ③4 「杯の流れ畢るほどは」(甲・視)
- ③5 「ありなん」(甲・視)
- ③6 「なるべし」(甲・視)
- ③7 「一とをり、さとうちしたるが」(甲・視)
- ③8 「きよら」(甲・視)
- ③9 「流れいづる花ども」(甲・視)
- ④0 ナシ(甲・視)
- ④1 「に」(甲)「に」<sup>x</sup>(視)
- ④2 ナシ(視)



- ④③ 「にふきかへさるゝ」(甲・視)  
 ④④ 「うつしゑ」の上に「さながら」あり(甲・視)  
 ④⑤ ナシ(甲)  
 ④⑥ 「なきもしつべき」(甲)「なれもしつへき」(視)  
 ④⑦ ナシ(視)  
 ④⑧ 「し」(甲)  
 ④⑨ ナシ(甲・視)  
 ⑤⑩ 「とりあへ」の上に「盃」あり(甲・視)  
 ⑤⑪ 「ぬべし」(甲・視)  
 ⑤⑫ ナシ(甲・視)  
 ⑤⑬ 「もとゆき朝臣」の上に「とのもりのかみ」あり(甲・視)  
 ⑤⑭ ナシ(甲・視)  
 ⑤⑮ 「し」(甲・視)  
 ⑤⑯ ナシ(甲・視)  
 ⑤⑰ ナシ(甲・視)  
 ⑤⑱ 「かたへに侍しが」(甲・視)  
 ⑤⑲ 「杯をとりてけしきばみ」(甲・視)  
 ⑥① 「げにもげにも」(甲・視)  
 ナシ(甲・視)

- ⑥2 「やひとり」(甲・視)
- ⑥3 「べき」の下に「よし」あり(甲・視)
- ⑥4 「て」(甲・視)
- ⑥5 「給はりて」(甲・視)
- ⑥6 「其国」(甲・視)
- ⑥7 「の、しり」の下に「しのびあへぬさまなり」あり(甲・視)
- ⑥8 「はた」(甲・視)
- ⑥9 「になん」(甲・視)
- ⑦0 「唐のをもやまとのをも、みな人かきつけぬるほどに、杯流れおはりてことはてぬ」(甲)「唐のをもやまとのをもみな人かきつけぬるほどに杯をくれてことはてぬ」(視)
- ⑦1 ナシ(視)
- ⑦2 「よ、とえひてまかでぬ」(甲・視)
- ⑦3 「さても」(甲・視)
- ⑦4 「て侍る」(甲・視)
- ⑦5 「とへば」の下に「それなん」あり(甲・視)
- ⑦6 注記「藪田助右衛門佳武」(甲) 注記ナシ(視)
- ⑦7 「人の」(甲・視)
- ⑦8 「唐のやまと」(甲・視)
- ⑦9 「侍るなむと、ものしつるなり」(甲・視)

- ⑧〇 「さてこそ」(甲・視)  
 ⑧1 「此頃」(甲) ナシ(視)  
 ⑧2 「覆ひ」(視)  
 ⑧3 ナシ(視)  
 ⑧4 「ながし」の上に「水上より」あり(甲・視)

本文の系統でいえば、「甲」本と「視」本との親近の度は著しい。「甲」本は、静山の入手した誤写だらけの写本に信遍の曾孫成島司直が校正を加えて返したという経緯を持つ。そして宮崎成身は林述斎の下で働く幕臣として司直とも面識がある。「視」本の祖本は司直の手になる本かもしれないが、両者の本文が近似するのは当然かもしれない。もつともそれぞれ独自の本文を持つ箇所もある。例えば校異⑧2の「よき」が「視」本のみ「覆ひ」とあることで、底本も「甲」本も意味不明であった箇所が通じるなど、校合による本文批判でさらに正確な解説をもたらす場合がある。

それはともかく、「甲」・「視」本と底本の異同は、もはや書写過程での誤写云々の水準で説明できるものではない。先後関係は容易に決し難いが、数度の推敲の段階をその時々で反映させた本文のうち二系統が伝存するというところか。時と場、そして人物に関しては根本的な差違はないので、以下の記述は『全集』本に従い、必要に応じて他二本を参照しつつ進める。

まず挙行の日について、「曲水宴私記」は、「此えん、弥生のはじめ桃花のさかりに給はせおはしますべかめるを、雨にさへられてなん、この比にうつりぬ」と、当初の予定が三月初であった旨を明かす。『実紀』附録にある「三月

三日」はまず事実として認定できるだろう。曲水宴が三月上巳の日から三日に移されるのは古例でも見られることである。それでは「この比」を信遍は具体的に何といっているか。即ち冒頭の「ころは月にをくる、春のなごり一二日のほど」である。「月にをくる、」は、月はかわってもまだ春のままということであろうから四月、「春のなごり」は通常暮春を詠う和歌に用いられるので立夏間近の頃をいう。この年享保十七年、立夏は四月十三日。「一二日のほど」は、他二本では「ひとひ二日」とあるから「一、二日」の意。素直にとれば「四月にとり残された暮春の一、二日」、即ち四月一、二日となるが、「春を残すことと一、二日」の意にとつて四月十一、十二日を想定するのも可能かもしれない。いずれにしても、肝腎の実施日が「一二日のほど」となせよかされなければならないのが判らない。もし「曲水宴私記」が当日の実景をもとに書き上げられたのなら、曖昧な日時設定を必要とはすまい。勿論和文らしい臚化表現の一つと割り切ればすむことかもしれないが、やはり不自然さは否めない。「曲水宴私記」が浦景久の序のごとく事前に準備されつつあるとき、吉宗周辺では予定の一月遅れの四月初に実施する計画があつたが、天候の関係か何かで何日と決定するには至らなかつたとは考えられないか。しかし一方では、当日のむら雨がしつかり書き込まれてもいる。こればかりは予想記事では書けない。「曲水宴私記」にはこのような矛盾と疑問があり、景久序と合わせ、曲水宴に関する客観的資料としての信憑性にいささかの陰りが生じている。二日説・六日説の補強材料にはなり得ていないのである。

ところで、『全集』本「曲水宴私記」の末尾には、一連の曲水宴関連行事を日を追つて記した書き入れがある。「甲」本にも若干字句の相違はあるが同趣旨の付記が備わり、こちらには「成島氏家記抄出」と明示してあるので、司直あたりが曾祖父の遺稿整理の際に家記を参照しつつ書き込んだものと見てよい。『全集』本では「日記」とする。曲水宴の考証に不可欠の資料なので、本文に引き続き掲出する。「甲」本の記事を括弧に入れて下に続けた。

日記云、(成島氏家記抄出)

享保十七壬子二月廿六日、曲水御尋有之。(享保十七壬子年二月廿六日、曲水宴先例御直に御尋有之)

廿七日、秘府の御書物三千余卷聞之。(廿七日、御書物共考索抄出)

廿八日、曲水事蹟訳文上ル。(廿八日、曲水先例古式等於御前言上)

三月朔日、曲水之事説部中抜萃訳文上。(三月朔日、再言上)

十五日、曲水習礼依雨延引。(十五日、曲水習礼依雨延引)

十七日、曲水習礼。(十七日、習礼有之)

廿三日、習礼依雨延引。(廿三日、習礼依雨延引)

廿四日、習礼。(廿六日、習礼)

四月六日、曲水宴被行。(四月六日、曲水宴興行)

九日、詩歌私記清書備台覧云。(九日、曲水宴記進覧)

二回目の習礼の日程に二日のくい違いがある他は、ほぼ一致した内容である。これにより、二月二十七日に紅葉山文庫の閲覧を急に申し入れたのは、前日にいきなり吉宗から曲水宴故事調査を命じられたからと十分に納得できる。また本番までに二回の習礼が実施され、しかも各々一回ずつ雨による順延を経ていることまで知る。そして曲水宴は四月六日に挙行となっている。何より貴重な情報といえる。これで六日説が優位に立ったのは言う迄もない。ところが、念のために三月から四月にかけての吉宗の動静を、内閣文庫蔵『柳營日録』(請求番号一六四—一三三、以下同)・『壬子享保録』(一六四—一九)・『柳營日次記』(一六四—一八)から探つてゆくと、六日実施と直ちには断定しがたい要因が仄見えてくる。三書を比較し、必要な事項を抄出して、異同がある場合や留意すべき事項について注記を施した。

・三月十七日（第一回習礼）

紅葉山御宮御名代松平右京大夫参詣、吹上<sup>五</sup>被為成、未下刻還御。

（『壬子享保録』）

※『柳營日次記』ほとんど同文、『柳營日録』に吹上御成の記事なし。

・三月二十四日（第二回習礼）

吹上<sup>五</sup>被為成候。御徒目付組頭中山平左衛門、焼火之間<sup>ニ</sup>而御引渡有之。（以下略）

（『壬子享保録』）

※『柳營日次記』同文、『柳營日録』に同日の記事なし。なお、二十六日には「於聖堂萩菜有之」（『壬子享保録』）とあり、『柳營日次記』も同趣旨の文を載せ、吹上への御成の記事は見出せない。第二回習礼は二十四日と断じてよい。

・四月二日

※日光御名代申渡が芙蓉の間で行われ、三書とも將軍外出の記事なし。

・四月三日

吹上<sup>五</sup>被為成、夫<sup>五</sup>二丸へ被為入、未刻還御。

（『柳營日次記』）

・四月五日

今朝吹上へ被為成、巳中刻還御。

（『柳營日次記』）

・四月六日

吹上へ被為成、夫<sup>五</sup>辰下刻、青山筋へ為御猪狩被為成。御膳所長国寺。

〔柳營日記〕

吹上<sup>江</sup>被為成、夫<sup>辰</sup>辰下刻、公青山筋<sup>江</sup>被為御放鷹被為成。御道筋、吹上御庭御門<sup>辰</sup>半藏口御門（以下略）

〔壬子享保録〕

六日、今辰中刻御風呂屋口<sup>江</sup>為御猪狩被為成也。

〔柳營日録〕

曲水宴が行われたのは、『甲子夜話』卷六（平凡社刊東洋文庫『甲子夜話』1、一〇三頁）に「徳廟御実政の、世を利し民に沢あるは、皆人の能知る所なり。その佗好古御風流の事は知もの稀なり。吹上の御庭にて、三月曲水宴を設られ、中秋月宴には諸臣に詩歌を命ぜらる」とある通り、江戸城内吹上御庭においてである。「曲水宴私記」の初めに出てくる中島の描写にも窺えるところだが、習礼にしろ本番にしろ、曲水宴のある日には吉宗は吹上御庭に出かけるはずで、それは三月中の二回の習礼では確認されるし、四月六日にも出向いている。しかし四月二日に吹上出御の記事はなく、ここでまず四月二日説は完全に否定出来る。問題は六日。この日ばかりは三書とも掲げてみた。『柳營日録』には無いが、あとの二書は、まず吹上へ出、そのあと辰下刻に青山方面へ狩りに出かけている点で共通する。これで六日説に疑問はないかに見える。しかし、辰下刻にはもう狩りをしに出ているのだから、もしこの日曲水宴を行うとすると、遅くとも辰下刻までには終了しておかなければならない。曲水宴としては時間が早すぎるのである。「曲水宴私記」によれば、詩歌の題探韻を賜ったのが「ひつじのさかり」、盃が流れ終わるのに一時の三分の一（四十分）かかっているから、大体未の刻中には終了したと見られる。となると、辰下刻以前に吹上へ出向いた六日の行動とは完全に矛盾してしまう。「曲水宴私記」末尾の書き入れによって補強されたかに見える六日説にも、かくも重大な弱点があった。

では、二日・六日以外の説の可能性はあるのか。『実紀』卷三十五の四月七日条に、「けふ奥の御庭にて曲水の宴行はる」と記される七日説は成り立つのだろうか。

この七日説には有力な傍証が実は存する。曲水宴の詩作者の一人に田安宗武の御近習番であった土肥源四郎元成がおり、現在国文学研究資料館に寄託されている田安德川家資料の『田藩事実』卷之三、享保十七年四月七日の項に、

同月（四月——引用者注）七日、御本丸御庭におゐて曲水之御宴有之、御近習番土肥源四郎御用ニ付罷出、公方様より海気島被下之。

と、その参加が明記されている。吉宗から拝領した海気島（編）という具体性もあり、『田藩事実』の安定し一貫した記述態度も信じるに足るものである。ところが、『壬子享保録』『柳營日次記』『柳營日録』のいずれの七日条にも、吹上出御の記述はない。

あと、『柳營日次記』に見える四月三日・五日の吹上出御も気にかかる。五日は巳中刻には既に戻っているから除外するとして、三日は吹上に出て二丸に寄り、未刻に戻っている。四月三日は、本来の開催予定日であった三月三日のちよūd一ヶ月後、順延としては最も切りがよい。「曲水宴私記」の「月にをくる、」を、「月遅れ」の意にも取れば、なお符合する。その上で根拠には乏しいがあえて推測を述べる。「曲水宴私記」の「一二日のほど」は「三日のほど」の誤写とは考えられないか。かなり早い段階で「三日」↓「二日」の誤写が生じてしまい、「甲」本も「視」本も（つまりは司直も）不用意な賢しらをして「ひとひ二日」と校訂してしまった。だからこそ実施日を「二、二日」と臆ろに表現するような不可解な文が生まれた。こう推測に推測を重ねれば、三日説は成り立ちそうだと、立夏前一、二日に該当する四月十一日にも吉宗は吹上へ出かけているが、この日は「午上刻」（『柳營日次記』『壬子享保録』）にはもどっている。時間の齟齬から十一日説は成り立つまい。



最後にどうしても残るのが、なぜ「日記」（成島氏家記抄出）で四月六日としたかという疑問である。これに今答える用意はない。二日説が「曲水宴私記」の「二二日のほど」を強引に「二日」ととり、六日説が「日記」の記事に拠ったとすれば、信遍の「曲水宴私記」の本文と書き入れの双方によって二つの錯誤が生じたことになる。根本資料そのものの持つ危うさもたらした皮肉な結果ともいえようか。三日説にしても決定的な証拠は乏しく、今のところ確定できない。更なる資料の発掘を期し、今は「上旬」として断定を避けておきたい。

さて、「曲水宴詩歌」は、その企画の出発点からも判るように、吉宗の強い意向により催された行事であり、詩歌を献じた者は吉宗近侍の幕臣を中心とした顔ぶれであった。詩は八人九首、うち信遍は七言古詩と七言絶句の二首を賦した。信遍の一座における位置の重さを思わせる。和歌は七人が二首ずつ詠じた。『全集』本の注記と内閣文庫本の作者名寄を参照しつつ十五名の役職・氏名を左に掲げる。

## 詩

御小納戸

有馬六左衛門氏久

西丸御小納戸

彦坂五郎右衛門真卿

右衛門督様御近習番

土肥源四郎元成

奥医師

今大路式部大輔親顕

奥医師

数原通玄尚白

西丸御医師

長尾分哲

刑部卿様御医師

林牛齋安処

奥坊主

成島道筑鳳卿

## 和歌

御小納戸

巨勢大和守利啓

御小性

田沼主殿頭意行

御小性

小堀土佐守政方

御小納戸

菅沼主膳正定虎

御小納戸

伊丹三郎右衛門直賢

御小納戸

大島雲平以興

御広敷御用人

大久保源次郎忠喬

詩は有馬氏久の「同賦賜曲水宴以香字為韻応教」以下、「風」・「催」・「声」・「桃」・「高」・「池」・「微」（『全集』本では「飛」）の韻字を得て賦された。注目すべきは『全集』本と内閣文庫本・「視聽草」所収本との間で大幅に本文を異にしており、しかも『全集』本には最後の七言絶句がないことである。以下、『全集』本の本文を掲げ、訓読を付し、参考として内閣文庫本の本文を示す。内閣文庫系の本文は、すでに土肥経平『風のしがらみ』（『日本随筆大成』（新版）第一期10所収）に活字化され、返点も付されているので、『視聽草』本（「視」と略）、『風のしがらみ』本（「風」と略）との異同を示すにとどめた。

同前得飛字

鳴鳳卿

蓬丘淑景向春帰

蓬丘の淑景春帰に向かふ

十二楼台旭日晞

十二の楼台旭日に晞く

雲捲御簾晴色暖

雲は御簾を捲きて晴色暖かに

階前珠樹敞霞暉

泉流曲々浮觴靜

片々桃花相遂飛

朗咏醉吟列仙裳

玉鬪淙灑逸筵香

天威咫尺恩無極

聖沢尋常樂未央

此会人間誰得識

此時乾坤布陽德

霽<sup>ハレ</sup>沼澄来千歳水

千歳融々君子国

甘雨恵風寰区遍

百姓昭明順帝則

微臣同献南山辞

長忻萬邦倚寿域

階前の珠樹霞を敞りて暉く

泉流曲々として觴を浮かべて静かに

片々たる桃花相遂で飛ぶ

朗咏醉吟列仙の裳

玉鬪淙灑筵を逸りて香し

天威咫尺恩極まり無く

聖沢尋常樂未だ央まず

此会人間に誰か識るを得んや

此時乾坤に陽徳を布く

霽<sup>ハレ</sup>沼澄み来る千歳の水

千歳融々たり君子の国

甘雨恵風寰区に遍く

百姓昭明にして帝則に順ふ

微臣同に献す南山の辞

長く忻ぶ萬邦の寿域に倚るを

同前徳微字<sup>①</sup>

鳴鳳卿<sup>②</sup>

蓬丘淑景送春歸  
 彩雲忽起赤闌干  
 金潭沈漾貯春泉  
 羽觴隨浪周且旋  
 天上樓台十二重  
 翩々羽客餐霞者  
 瑤池朱實照銀盤  
 此會人間誰得識  
 靈沼即是黃河水  
 甘雨惠風徧寰區  
 微臣拜獻南山頌

又

帶雨仙雲蕩晚輝  
 不知天上人間遠

万年枝上黃鳥飛  
 仙風吹雨自霏微  
 桃花錦浪羽觴依  
 玉醞醉人花入面  
 重々玲瓏水中見  
 控鶴同朝紫府下  
 海上絳棗映玉擘  
 此時君王行陽德  
 千年一清東方國  
 黎民嗶々從帝則  
 共忻萬方歸壽域

岸流曲々羽觴飛  
 拳目瀛洲島嶼微

(校異)

① ナシ (風)

② 「微」 (風)

(内閣文庫藏)

- ③ 「銀」(風)  
 ④ 「飛」(風)  
 ⑤ 「波」(風)  
 ⑥ 「如煙」(風)  
 ⑦ 「宝映」(風)  
 ⑧ 「照」(風)  
 ⑨ 「鞞」(風)  
 ⑩ 「知」(風)  
 ⑪ 「主」(風)  
 ⑫ 「皞」(視・風)  
 ⑬ 底本「寿」の右傍に「頌」と訂正。「頌」を採る。  
 ⑭ 「藹」(視)  
 ⑮ 「暉」(風)  
 ⑯ 「自翠」(風)

間々同一の句も見受けられるが、ほとんど全面的に改稿された観のある両者を、どちらが初稿かと判断するのは難しい。もっとも内閣文庫本には『全集』本にない七絶が加えられ、古詩そのものも『全集』本は十八句、内閣文庫本は二十二句で、常識的に考えれば『全集』本が先であろうか。もう一つ、内容的に変化が生じている。『全集』本二句目「十二楼台旭日晞」は、明らかに朝の情景を念頭に置いているのに、内閣文庫本ではそれが無い。七絶で

は「晚輝（暉）」さえ描かれる始末である。この内容上の大きな改変は、度重なる習礼・本番の日時変更と何か関連があるのではないか。『全集』本の段階では朝のうちの曲水宴を想定していたのが、午後の開催に変更されて字句の大幅な入れかえを余儀なくされたといった事情を読み取らなければ、この改作の説明はつき難いと思われるのである。

以上、曲水宴の実施について考証を加えたが、明確な結論を出し得なかった。現時点での報告として提示し、更に資料を探索する所存である。

○ 四月九日、曲水宴詩と私記を吉宗に献ずる。

前項参照。

○ 四月二十七日、曲水宴考証に使用した「蘭亭記」以下五点を紅葉山文庫に返却する。

（『幕府書物方日記』九）

二月二十七日条の五点の書名の上に、各々「四月廿七日落ル」と返却の日が補記してあるのに拠った。

○ 六月十九日、「廿一代集」以下二十三点の紅葉山文庫への返却を取りつぐ。

〔幕府書物方日記〕九

(前略) 右廿三部、請取、改、御蔵<sub>江</sub>納置候、廿一代集之帙・大清会典落冊之義ハ、道筑改渡し候<sub>ニ</sub>付、道筑<sub>江</sub>申達候積り<sub>ニ</sub>御座候。

(六月十九日条)

「二十一代集」と「大清会典」の落冊が判明、書物奉行は信遍に再点検を求めることにした。

○ 六月二十日、「大清会典」の百三十一・百四十一冊、「廿一代集」の二・三帙を紅葉山文庫に返却する。

〔幕府書物方日記〕九

(前略) 右二品、昨日下り不申候<sub>ニ</sub>付、今日、道筑<sub>江</sub>申達、請取之、元々<sub>江</sub>相納候、

(六月二十日条)

○ 六月二十一日、実母三十八年忌。下僕を出羽に遣し、塚の供養をさせる。

〔全集〕卷十所収「草のはら」

信遍が実母と死別したのは元禄八年六月二十一日、まだ七歳の時である(「年譜稿」①一七九)。三十八年目に幼

時を回想しつつ母の臨終を描いた「草のはら」は、終生消えることのない記憶の鮮烈さと、三十八年過ぎて一つの区切りを心に定めようとする静かな追悼の思いとが統合された、味わい深い文章である。以下全文を掲げる。

草のはら

あはれ玉つばき八千世の陰をたのみ、すみよしのきしなるしにうへむといふてふ草の、老をわする、種とらまほしくとねんぜしむかしも、今は玉くしげふたおやながらなきかずになむはやくもいりおはすることよ。ことにはかなかりしはは、きゞの露なりけり。うまれて七とせばかりにすてられまいらせて、まだ世心つかぬほどになむありけらし。そのきはのことども、たゞ夢のうつゝのたどくしくなむ。いもうとなるもの、いできて、そのなやみより心地煩はしくなんおはしつるを、としへいとあつしくなり行まゝに、くすしぐはんだてなどつどひていとなみしかば、よ、とおこたり給ふるほどになむありし。されどいたうおもやせて、それかとばかりみへ給ふるなり。その比はみな月廿日あまり一日のことにかありけむ。あねにあたれる人にたすけられ給ふて、その、めぐりの木かげなどはるかにみ給ふをしりにそひてゆくに、いもうとにあたれるは五つばかりにやありけん、草ばよ花よ心にまきてつみありくをめで給ふに、めのいとおしとみ給ふるにや、常よりはけしきうるはしくみえて、つねの所にゐてかへり給ふるが、いかにありけんかし、そこにしてうつぶし給ふるま、にいきたえにけり。家こそりてくれまどひぬるさまは、おもひいづるにも今さらむねつぶれぬ。一かたは家にまさでとみにいひやるに、かへりきてみ給ふる心いかばかりなりけむ。なきくゞもりてよびによべどそれやかぎりなるべし。はらかなる人みたり四たりたゞなきになくとのみおほへし。けぶりにやなしけむ、土にやなしけん、やふじわかぬさまこそありけめ。たゞ夢のやうにばかりにあれど、今さらとふべき人も世にあらねば、かたりつぐことのおもひあはせむふしもなし。極楽寺といふにてしかくゝの事などいとなめりしとなむ。此



所はではのくにもがみといふ所にして、此国よりは百余里の所になむ。一かたなる人は国司につかへ給ふるま、それよりにしのくに、うつり給ひぬ。はらからおほかれど、をのがさまま出つかへぬれば、そのくに、はわれのみぞ、こにはそひ行ぬ。へだたるさかひのみへだゝるにつきて、しるしをだにみるべきよすがもなく、只明くれの空なる風にあつらへつけてやるに、絶ずやこけのと打なかれぬ。さて頼みしかげもかれぬ。つらなるえだもちもにちりてしるしの便もきかずなりぬ。ことし家にまつらふおのこの、やどのさうじの山ぶみにとて出たつこと侍りしを、そのほど訪へといふに、かのくに、いたり、その寺の大とこにあひてしかくゝの事なむいますやとてふみとりいで、みするに、そのおりのひじりはよをさりて、いまはその三よのちにぞあるとなむ。良縁大とことなむ聞ゆるが、草の原なるしるしをねむごろにおしえ経よみ、あか手向ていとすさうにものしつるとなむ。おのこかへりくるほどに、あかの手向のれうにとて、つかのほとりにゑりをける石の中にありけるさ、やかなる石をみ出て、さいでにつゝみゑりにしてかへりぬ。ひじりにしかくゝといふほどに、かぎりなく哀がりて、うへには戒の名をしるし、うらには仏のみなをかきて、そのかたみにも見給ふらん、仏に申て侍るま、今は蓮のうてなにやうまれぬならんなど、いとこまやかにしあしふみそへてかへしぬ。されば三十あまり八歳の後、草にあれたる故づかのうちには、いつのほどよりかこのいしのいりつゝありけん。いしにわが身はとさりにし人のおもひ給ふるにやとなつかしう恋しければ、身を心ともせぬきわなれば、ゆきてとふべきあらましもさだめがたく、これをそのなき跡のしるしになりとて、朝な夕なにむかひみんかみにはすべしとなりけり。しかあれば石のうらなる仏のみなを歌の上にきてかくぞおもひつゞけられし。

なつかしとむかふ空より吹かへる便の風も嬉しかりけり

むかし思泪の河はふかけれどかへらぬ水の哀かなしき

へ他なれや移る色をば待もせで消しは、その杜の下露

へみてしよのかげもかはらで故郷に人こそすまね月はすむらん  
 へたちかへることはりあらばよしや身の心となりても人を待まし

へふり増る秋のしぐれの夫よりもなき人ゆへの袖ぞ、

つたへをくこのことのは、秋の風みざらんにも吹なちらしそ

此いしは母なりける人を見るとおもひてすへしなりけり。わがさしたらん人のあやしとやみんとてかくしるしつけぬるなり。

末尾の六首目の歌の結句は成島家伝来の時点から欠字を生じていたものようで、他にも誤脱と覚しき箇所が存在する。姉に支えられて回復しかかった体をそろそろと運ぶ母の後ろ姿を「しりにそひてゆく」七歳の信遍は凝視し、またその直後の突然の死をも目の当りにした。登城して不在だった父の悲嘆ぶりも含め、信遍の目は三十八年の時を隔ててその日の情景をありありと映し出す。母の塚から下僕の拾って来た石を母の形見とする信遍の思いは「なむあみたふつ」を頭に置く七首の歌に結実した。この後、五十年忌もとり行なうことになるが、それは当該年で詳述する。

○ 十月二十九日、御側衆巨勢縫殿頭至信を通じて奥から紅葉山文庫に返却された書籍の落冊につき、書物奉行より連絡を受ける。  
 (『幕府書物方日記』九)

返却分に漏れていたのは「大系図」の帙二つと「寛永系図」の内十九冊、それに「北山金閣建地割二附三有之候牒」一

冊一袋の三点。「右之通下り不申候ニ付、成島道筑<sup>五</sup>談置候、追而改下<sup>ケ</sup>可申旨、寛永系<sup>四</sup>外之方掛り有之候可申談由、申候」(十月二十九日条)とのやりとりが行われた。

○ 十一月五日、「寛永系<sup>四</sup>」を紅葉山文庫に返却。「金閣銀閣建地割之添牒」の探索と返却を書物奉行水原次郎右衛門より強く要請される。  
 (『幕府書物方日記』九)

成島道筑寛永系<sup>四</sup>十九冊持参相渡、右<sup>三</sup>而道筑請取之御書物相济候段断申候、鑑之義も申候ニ付、此方<sup>二</sup>有之段及挨拶候、金閣・銀閣建地割之添牒<sup>一</sup>また下り不申候、右無之候而、建地割之<sup>四</sup>御用ニ立不申候間、尋出<sup>レ</sup>御下<sup>ケ</sup>給候様<sup>ニ</sup>、道筑<sup>五</sup>申候。  
 (十一月五日条)

「建地割之添牒」は、この年五月二十日に建地割<sup>四</sup>とともに奥へ差し上げられ(五月二十日条)、<sup>四</sup>のみが十月二十九日に返却された。<sup>四</sup>と添牒<sup>一</sup>とが一体になって初めて役に立つとの書物奉行の主張はもつともで、奥務の幕臣達の管理の不徹底は指弾されても仕方がない。その責任を直接問われるのは、書物の借り出しと返却を業務とする信遍である。膨大な書冊を一時に返却する度に、同様の紛失騒ぎが決まって起きるのは、吉宗周辺の近臣達に書物を重んじる気風がまだ十分行き亘っていないことを示すのかもしれない。水原次郎右衛門の口調はいつになく厳しかった。享保十七年中の記事を見て行っても、添牒<sup>一</sup>が返却された気配はなく、文庫側の懸念は翌年まで持ち越された。返却は翌十八年四月二十三日のことである。

○ この年、「岡田氏のたらちを八十八を賀する詞」(『全集』卷十一)を記すか。

文中「ことしみづのとの子のとし」とあつて、「みづのとの子」即ち癸子なる干支が存在しないので、「みづのえの子」の誤りと判断した。十干より十二支の方が誤記の可能性は低いとの考えに拠る。

享保十七年時に四十余歳で、八十八歳の父を持つ幕臣というだけで特定するのは困難であり、「岡田氏」の素性は不明という他はない。『諸家譜』には該当する人物を見出せない。信遍はこれからこの種の和文寿詞を多数記すことになる。それだけ和文の書き手として名声が広がっていたのであろう。全文は次の通り。

岡田氏のたらちを八十八を賀する詞

なむやうの菊のしたゝりはすゑ汲人もも、世をたもち、たうぐゑむの花の木かけには世をいくよともわかざりけるや。これみなながれての世のめでたきためしにもなき、ありとある人のうらやみぬる、げにことはりにこそ。ことぶき栄ふるみちばかり、あはれたぐひなき幸またもあらじかし。こゝにをかだの主、くれ竹のよそぢにあまりて、ことしみづのとの子こゝのとし、そのたらちをの八そぢ八年になんものせるがいますがりける。十寸鏡雪となみとはうつれども、あし引の山行野行にもいたうくせず、はやうよりに先だつねぶりを残し、夜の衣をかへさまにして、君に仕ふまつり、今なむ老さび、こしをのべて、あこのもとにもなし給ふとなむ。岡だのぬしはものゝふのやたけごゝろたけく、いさめるすがたにして、ふみの道にもうとからず。久かたのひなをかたはらにもてあそぶ戯をなし、わたつうみの浪のよるひるとなく君につかふまつるいとま、定せいのことめいさゝかをこたることなし。よりて子をおもふ鶴の翁も、春のゝのこまがへりつゝ、かくとし高きもみ山よりいで、世をまもる道心におとろへ給はずなむ。ちかくは八そぢ八とせのをんしをうつしもて人におくられぬ

るそのつゝめでに、みそぢあまり一もじの言の葉を書つけらる。さながら春の花露をふくみ、秋の松霜にふりせぬよそひになむ。しかあれば岡田のぬしの人々をすゝめて、つるはやまびとのよわひにともなふといふ事をよませしかば、浅はののらのあさきことのはを、初草のつかみじかき筆にかきつけぬるものならし。

やま人の千世にもなれむ八十年よりのちも八とせの鶴の毛ごころも

享保十八年 癸丑 一七三三 四十五歳

○ 正月五日、「不盡山祀禱記」(『事实文編』次編卷五)を撰文する。

『関西大学東西学術研究所資料集刊十一 五 事实文編五』(関西大学東西学術研究所、昭和五十五年三月)の影印に基づいて全文を示す。なお返り点は影印のものをできるだけ生かすよう努め、送り仮名、句読点等は私に施した。

不盡山祀禱記 成島信遍

宝永四年之冬、駿地大震、越月不止、一日至百余次。十一月二十二日特甚、有火発不盡之東方、声如霹靂。既而焰氣蔽天、数日昼晦、火閃爍其中、雨沙石乎数百里之外、河塞焉。相武之間、砂石深者丈余、民屋皆填焉。民移他邦洵々焉。不盡之神曰木華開耶媛之神。尸其祠者、有信安祐泉能成信韶諸氏。当是時信韶来客江都。故事不盡之社荒廢、請修補于官。因有此行。有司召信韶、命以祀禱攘災之事。信韶即日乘伝返、与諸祝釐、祠官之属。斎戒率諸部、詣不盡祠、祈禱者七日七夜。其黎明焰氣悉熅、大雨雪。望之、皎然及山之足。於是祠官之属来

江都、詣闕上言。大宮司臣信安、别当臣祐泉、公文臣能成、案主臣信韶等、昧死言、恭惟国家敬神祇、惠黎元、明々令德峻極于天。神祇之歎、萬邦以寧。頃天地失序、不盡之山發火、災異所延十有余国。臣等欽命祈禱若七日七夜、焰氣頓消、皇天雨瑞雪。非藉国家威靈、豈能如此哉。伏聞、名山大岳鎮方、古之制也。山沢通氣、一風一雨神之攸祐、古称封禪者、七十二王所以崇山岳尊神祇也。夫表東海秀萬岳者、無大於不盡焉。而山之神靈如是、亦国家之鎮也。有司以聞。乃賜銀幣五十鎰。厥明年修補。又賜黄金三千云。東海鳳卿記所聞者如此。享保癸丑之春正月五日書芙蓉樓。

宝永四年十一月の富士山噴火は、降灰によつて広汎な地域に災厄をもたらした。浅間神社の神官達は、神祇を崇めるのが鎮国の基本との論理で杜修補に幕府の出資を得た。「祀禱攘災之事」を命ぜられて七日七夜の祈禱を行い、富士を鎮めたとの申し立てが有効に働いたものと思われる。幕府の尊崇厚い浅間神社ならではの配慮でもあったに違いない。信遍がどのような経緯で事情を知り、どういう目的で撰文したかは不明である。

○ 正月二十一日、吉宗五十の賀宴開かれる。賀歌を詠ずるか。

(『公武詩歌聞書』)

宮城県図書館伊達文庫蔵『公武詩歌聞書』(請求番号九一・二六四／二六／三一(一、二、三)の下巻に収録。ただし田安宗武以下、信遍も含め六人分しか収載されていない。賀歌を寄せた臣下は相応に多かつたはずで、ごくわずかの抄録にすぎないのであろう。題は「慶賀」。

慶賀

千代に猶千世をかきねて大君のよはひ久しき春の行すゑ

宗武公

幾ちよを松にちぎりてこゆるぎのいそちの後の君がとし波

大久保源次郎 忠喬

吹風も長閑さそへて玉しきのみぎりの松に千世よばふこゑ

大久保半之助 忠清

我君のよはひをいはゝあめつちのかぎりなき世をためしにぞひけ

道筑

我君が五十年をちよの初春にいのるよはひはかぎりしられぬ

宗隆

和歌の浦やあしべのたづもかぎりなき千世のはじめの春のもろ声

栄倫

大久保源次郎忠喬は御広敷御用人で、享保十七年の曲水宴の和歌作者の一人、大久保半之助忠清は忠喬の養子で、十七年十二月二十八日に御小納戸に進んだばかりである（『諸家譜』巻第七百二十）。栄倫は奥坊主湯川栄倫。岡田忠篤主催『千首和歌』（宝暦六年）に出詠する。宗隆は未詳。

この六首を一月二十一日の賀宴時のものと断じ得ない大きな理由は、宗武の歌が次に掲げる『悠然院様御詠草』所載のものと異なる点である（引用は『新編国歌大観』第九卷私家集編Vの本文に拠る）。

享保十八年正月廿一日、將軍家の五十の御賀に御さかづきの台にそへて奉りける

鶴亀のよはひなりとも何ならじ吾が君が代の数にくらべば

この作は宗武の即興であらうし、題を「慶賀」と定めて詠じた「千代に猶」とは成立の場を異にするのは当然かもしれない。また宗武と信遍・栄倫等が賀宴に同席したとはとても考えられず、六首の和歌は賀宴前後に徴せられた詠草の一部が伝存するものとして、宴とは切り離れた方が適當のようである。

ちなみに、田安宗武が父吉宗を介して近臣達の文化圏と交流を持つことの文芸上の意義については、拙稿「江戸冷泉門と成島信遍」(前出)に触れている。御参照頂きたい。

○ 二月刊『野総茗話』に序を寄せる。撰文も同月中。

常盤潭北の『野総茗話』四卷四冊は、「享保十八年癸丑仲春」付で、京西市郎右衛門・江戸西村源六により刊行された。享保十一年刊『百姓分量記』に続く教訓書三部作の二番目に当る。前書に和文序を寄せた信遍は、今回漢文序を与えた。ただし唐様の草体を模刻したのではなく、謹直な楷書で通してあるので、信遍独特の筆跡を偲ぶことはできない。文中、潭北を「擲人」に比すところに本書の庶民教化の本質を見ようとする論が、飯倉洋一氏によって提出されている(前出「常盤潭北論序説——俳人の庶民教化——」。享保十四年の項参照)。また本書は「栃木県史 史料編 近世八」(栃木県、昭和五十二年二月)に全文翻刻されている。ただし原本の訓点の誤りと誤植とが弁別しがたいところもあり、やや重大な判読の誤りも見受けられるので、訂正箇所を注で示しつつ改めて序全文を掲げる。常用漢字のあるものはこれを用いるを原則としたが、古体・別体を残したところもある。



野総茗話序

擇人之職。誦王之志。道国之政事。以巡天下之邦国而語之。使萬民論說。而正王面。余至此深知先王設教詳且悉也。天下大矣。庶矣。非一人所能馭。宰佐焉。有司行焉。吏令焉。民聽焉。而後君垂拱於上。而天下治焉。氓之嘖々。可使由。不可使知。不知則疑。々則不服。故置擇人之職。誦王之志。道国之政事。以巡天下邦国而語之。此所謂。道之以德。齊之以礼。迺自西自東。自南自北。靡不思而服者也。叔世不然。任智恃力。一斷刑法。敬讓博愛之道蕩然。令之不行。執刀鋸立權。五刑不足。鑿鑿抽脅鑊烹之肅然。鬼新白粲桎梏之苦楚興焉。悲夫。廢古循。而用吏治。而治。豈其治哉。常盤子好古。以逸民固處。東西南北。教人為善。古鄉先生之流也。適有眷問者。輯其言。自題曰野総茗話。問序於予。々曰。善哉常盤子。方今聖世興國之循。除苛酷之政。政教大闡。庶績大熙。五帝可六。三王可四。但辺鄙窮鄉之民。一夫有不与被堯舜之沢者。則有缺虐治也。子有耳提詢々。孝悌之教。教人入于心。施于身。則鼓吹休明。順德意者也。是集也。舛畧之言已。而亅人教人為善。拳置亅職。則論說萬民。必有可觀者焉。亦見聖世之人。比屋可封之有端云。因論國循。以為序。常盤子名潭北。野之烏山人。

享保癸丑之春二月

東都凶書府主事錦江鳴鳳卿子陸甫書于芙蓉樓

(注)

- ① 版本・活字本ともに送り仮名「ン」。文意により「シ」の誤刻と判断して改訂。
- ② 活字本、送り仮名「ケテ」。版本通りとする。
- ③ 活字本、「不知則疑々、」と句読を入れるが、版本は「疑々」の上の「疑」で切る。「知らざれば則ち疑ふ。々(疑)へば則ち服せず」と訓読すべきか。

- ④ 版本、返り点「二」が「一」のごとく見える。活字本同様「二」とする。
- ⑤ 活字本の判読「廻」は誤り。「廻」||「迺」で「すなはち」と訓読。
- ⑥ 版本、「靡<sub>レ</sub>不思而服<sub>者</sub>也」とあり、活字本は忠実におこなっているが、返り点を大幅に改訂した。
- ⑦ 版本、「灑」とあり、「灑」と判断。活字本も「法」に作る。
- ⑧ 活字本「然」は「煞」の誤り。
- ⑨ 活字本、送り仮名を「ス」とする。版本は合字「ㄚ」（シテ）。
- ⑩ 活字本の判読「国」は「國」（||「古」）の誤り。
- ⑪ 版本、「言」に返り点「一」なく、活字本も補わない。文意により補う。
- ⑫ 活字本、「予闡々曰」とするは誤植か。
- ⑬ 活字本、「国」。
- ⑭ 活字本、「聞」とするは誤植か。
- ⑮ 版本、「順」の返り点「二」を欠き、活字本もこれに従う。文意により補う。また、活字本、「徳意」を「真意」と判読するは誤り。
- ⑯ 活字本、「言己而、」と句読を切るが、版本の句点は「己」の横にある。また「己」は「己」の誤植か。
- ⑰ 活字本、二箇所とも「天」と判読するが、「天」は「其」に同じで、「天」とは別字。
- ⑱ 活字本、「為」の上にレ点あり。誤植か。
- ⑲ 版本、「者」の返り点「上」を欠き、活字本もこれに従う。文意により補う。
- ⑳ 活字本、「国」。
- ㉑ 版本、「衝」の返り点「一」を欠く。活字本、「論国衝」と作る。文意により補う。

通覽してまず驚くのは、返り点の欠落のあまりに多いことであろう。版木の破損によるものではないらしいのは、初印本に近い版本でも共通して見られることで判る。版下段階での校正が不十分だったとしか考えられない。信遍の序撰文の月と刊行月が一致するので、信遍から序の原稿を入手するや点検も不十分なままに彫工の手に渡したというような、かなりあわただしい出版事情を想定してよいのかもしれない。

自ら「論圍衛」と言うように、潭北の現実の教訓活動評価よりも、古聖人の道の最もよき伝導者であった潭人に比する方に興味を持つ信遍が、どれほど教化の実態を理解していたかは疑問だが、「五帝可<sub>レ</sub>六、三王可<sub>レ</sub>四」と、今の吉宗の治政を古聖人のそれに並べて賛仰する信遍には、巧みな比喩の思いつきだけでも十分意味を持ったのである。

○ 四月八日、書物奉行奈佐又助と、御書目録につき相談する。

（『幕府書物方日記』十）

成島道筑へ又助罷出、及対談候所、御目録之義、致相談候、

（四月八日条）

紅葉山文庫では昨年来、御書目録の作成に従事しており、この年三月末には清書二部が完成した。四月二日には小性土岐左兵衛佐に提出している。この日八日の相談は、奈佐又助が奥へ上って行われた。「御目録之義、土岐左兵衛佐<sub>ニ</sub>申談候、委細之義ハ何茂申談候」（四月五日条）という経緯があつての相談なのだから、吉宗や幕閣への献上について何か議する必要があるのだろうが、内容は不明である。

○ 七月二十五日、翌日の紅葉山文庫閲覧を、御側衆渋谷隠岐守良信を通じて書物奉行に連絡する。

〔幕府書物方日記〕十

明廿六日、成島道筑御蔵江罷越候筈ニ候段、隠岐守殿被仰渡候。

（七月廿五日条）

享保十八年の文庫の風干は七月二十六日をもって終了する。その日を明日に控えて、自由に閲覧しやすい風干中に見ておきたくなったものか。

○ 七月二十六日、文庫にて書物を閲覧する。

〔幕府書物方日記〕十

当日条に、

今日、成島道筑御蔵江罷越、御書物致拝見候、

とあるのみで、例によって具体的な書名は知るを得ない。

○ 七月二十九日、朝のうち奥へ差し上げられた「甲陽軍鑑」「甲陽軍鑑末書」「甲陽軍鑑評判」「信玄全集」「信玄全集末書」「弓書」を文庫に返却する。

(『幕府書物方日記』十)

「縫殿頭殿御逢、今朝差上候六部之御書物御渡、道筑致持參、無相違元番江相納候」(七月廿九日条)とあり、御側衆巨勢至信と書物奉行との連絡、実情は書物の運搬を勤めたにすぎない。

○ 八月一日、「御年譜」校合用の付札を取るよう、土岐左兵衛佐に代わって書物奉行川口頼母へ通達、また五冊本「御年譜」を頼母へ返却する。

(『幕府書物方日記』十)

吉宗は六月より『御年譜』の諸本調査に執心し、六月十八日・二十一日と都合五部を差し上げさせ、「右御書物之内年号欠け候所有之<sub>三</sub>付、右五部共<sub>三</sub>引合・校合いたし可申候、大学頭献上之御本宜敷様<sub>三</sub>有之間、校合之上、宜本二部相残シ、残りハ火中<sub>ニ</sub>もいたし候様<sub>ニ</sub>」と土岐左兵衛佐を通じて指令を出している(六月二十二日条)。林家献上本に序文が無いことの問い合わせも含め、書物奉行達は急遽『御年譜』校合に駆り出された。家康の事蹟を調べるくらいのもりが、予想外の仕事となって書物奉行達に降りかかったわけである。

これが言ってみれば吉宗の気まぐれが生んだに近い性質の仕事であったことは、次の七月六日条の記事でも判る。

御年譜、昨日迄に読合相済候ニ付、異同書上ケ之品、如何様ニ可仕哉之旨、今日、頼母御殿ニ罷出、土岐左兵衛佐  
 承合候処、急度校合被仰付候、而も無之、最初上り候御書物、落丁見候故、林家献上候御本、先ハ正敷見え候  
 得とも、若又落丁・誤字等も有之候哉、左様之改計ニ而候間、誤り等ハ直ニ本書を直し置候而も能御座候、似よ  
 り候義ニ而一決難定類ハ、下ケ札ニ成共いたし候様ニ御申候、仍之、先読合帳一冊仕立、其上ニ而伺可申候、

(傍点引用者)

要するに別段急ぐ用事というわけではなかったとい、誤りは書物を直に訂正してよいというのだから、文献学的に厳密な校合を心がけ、これによって他の業務にも少しく支障が出たに相違ない書物奉行達にとつては、まさに拍子抜けのものであつたろう。吉宗とその周辺には、このように書物に無頓着な言動が目立つ。そして実直な学究集団苦心の校合用付箋も必要なしとの判断が信遍を通じてもたらされた。

土岐左兵衛佐忌中ニ付、成島道筑を以被申聞候ハ、此間出シ置御年譜付ケ札之趣、書入候ニ不及申候、此文談無  
 之候而も、缺文共見ヘ不申候間、不残取放シ可申候、序文之義ハ、元御本林大学頭献上御本ニ而候間、大学頭献上  
 上之御本ニ部共、大学頭方ニ而序文書入候様ニ、大学頭ヘ可申談候、其外之御年譜ハ可致火中候、(中略)委細承  
 知仕候段、道筑迄返答申候、

(八月一日条)

中略部分の二冊本『御年譜』の扱ひも含め、ほぼ書物奉行達の二ヶ月弱の作業の大半を無にするような、あつけない指示であつた。川口頼母は信遍を介して返却された「花色表紙・糸白ノ御年譜五冊」(八月一日条)から「付ケ札悉ク取り」(同)元番にこれを納めた。

○ 八月四日、享保十二年來拝借中の「弇州山人四部稿」を紅葉山文庫に返却する。

（『幕府書物方日記』六）

「年譜稿」⑤―七二、及び本稿享保十六年九月一日条参照。

○ 八月十二日、紅葉山文庫にて書物吟味する。

（『幕府書物方日記』十）

今日成島道筑御藏は可罷越候間、其旨可相心得段、昨日小堀土佐守被申聞候ニ付、御役所は罷出候跡、道筑も罷出、御書物共致吟味候、

（八月十二日条）

やはり吟味の書名は記されない。

○ 十月二十九日、紅葉山文庫より土岐左兵衛佐入用の「御年譜」初卷二冊を受け取る。また奥より返却された「続日本紀」以下二十点の書物のうち、不明の「宋史」一冊を探し出す旨約束する。

（『幕府書物方日記』十）

「御年譜」については、

御年譜之初卷二冊、土岐左兵衛佐相談シ、成島道筑相渡シ置候、

(十月廿九日条)

との一つ書が根拠となる。この「御年譜」二冊は翌十九年三月二十九日に返却された。「宋史」に關しては、

右之内、宋史一冊相見不申候<sup>ニ</sup>付、其段成島道筑へ相届候<sup>ニ</sup>処、改候而、見出次第下ヶ可申旨、道筑申聞候、(同)と記される。いずれも日常的な瑣事に属する。

○ 十一月五日、未返却の「宋史」一冊を紅葉山文庫に持参する。

(『幕府書物方日記』十)

先月廿九日下り候御書物十九部之内、宋史一冊留り候所、今日成島道筑方請取候間、改之而、元番へ納之、

(十一月五日条)

△ 十一月、仁木充長、吉野吉水院什物の「新葉和歌集」を写し終わる。

(内閣文庫蔵『新葉和歌集』奥書)

荷田在満等とともに、吉宗の命を受けて上方の諸寺諸社蔵古典籍を調査して回った処士仁木充長(『実紀』附録卷十)を、関東における冷泉門人の最古参<sup>ニ</sup>と位置づけられたのは、石野政雄氏であった(『近世堂上派随想』、三古会



編『近世の学芸——史伝と考証——』（八木書店、昭和五十一年三月）所収。石野氏の引かれた『類聚名物考』四十四の「成島道筑などはこの人の弟子なり」という記述の裏付けは目下の所とれないままで、充長と信遍の師弟関係については何らつけ加えることがないが、充長のあと信遍が関東冷泉門と冷泉家との連絡役として重きをなしたのは間違いなく、充長の存在は初期の関東冷泉門形成に大きく与ったのである。稿者も冷泉家の情報収集役としての充長につき、いくつかの報告を行なっている（拙稿「冷泉家の人々」〈近世堂上和歌論集刊行会編『近世堂上和歌論集』、明治書院、平成元年四月）、同「冷泉家の復興と冷泉門の人々」〈和歌文学講座8 近世の和歌〉、勉誠社、平成六年一月）、同「近世中期冷泉派における歌学継承の諸相」〈和歌文学論集10 和歌の伝統と享受〉、風間書房、平成八年三月）、同「侍從殿十歳也——享保六・七年の冷泉為村——」〈しくれてい〉五十六号〈財団法人冷泉家時雨亭文庫、平成八年四月〉）。

吉野吉水院の什物『新葉和歌集』の写本作成をここで特に取り上げるのは、同書を介して充長と信遍の縁が辛うじて確認できるからである。『実紀』附録卷十の記事を引く。

三五中録、新葉集は、大和国吉野山吉水院よりたてまつらしむ。中にも新葉集は、仁木省二充長をかしこにつかはされて写さしめられしが、事なりて後、成島道筑信遍に命ありて、冷泉中納言為久卿につきて文字を按正せしめらる。

吉宗は古典籍の献上を奨励し、それが叶わぬ場合も善本の写本を作って紅葉山文庫に収蔵させた。その一環の吉水院調査であったわけだが、充長の作成した写本の校正が、冷泉為久の指導のもと信遍によって行われたという。内閣文庫には充長の写本が所蔵される（請求番号、特九三／シ5）。その巻末には次のような奥書があった。

吉野山吉水院什物新葉和歌集

上下冊古筆之本也享保十八年十

一月依

仰以彼本謹而書写之畢

沙彌充長

この奥書の筆跡は、「筆」や「畢」の著しい特徴から、充長のものと断じてさしつかえない。充実自筆本と目される無窮会図書館神習文庫蔵『在京随筆』の字体と一致するからで、この両書は互いに支え合って充長の筆跡のこの上ない例証となり得ている。

残念ながら校正に信憑が関与した形跡は、本書の上からは窺えない。冷泉為久について校正作業に従事したとの『実紀』附録卷十の説も裏付けがとれない。せめてその可能性の上限を定めるべく、充長の写本作成を立項した次第である。

享保十九年 甲寅 一七三四 四十六歳

△ 十二月十八日、田沼意行没、四十七歳。

(『諸家譜』)

享保元年六月二十五日御小姓、九年十一月十五日従五位下主殿頭、十九年八月十五日御小納戸頭取(『諸家譜』卷

一二一九)と昇進して来た意行も、四十七歳でこの世を去る運命からは免れなかった。信遍に長ずること一歳。享保初より吉宗近臣の文芸仲間として信遍との交渉は繁く、江戸冷泉門の中心となるべき人物として詠歌の場を共にすることも多かったであろう。意行の和歌はさほど多くは伝わらないけれども、遺草を写し取って『意行詠草』を成したのは他ならぬ信遍であつた。延享二年の奥書を有する信遍筆の浄書本が慶応義塾三田情報センターに伝存する。詳細は延享二年の項に譲つて、今は二人の厚誼を偲ぶにとどめる。

なお、享保十七年の「曲水宴私記」に見える通り、「意行」は「もとゆき」と読むのが正しい。田沼意次の父なるがゆえに、往々にして「おきゆき」と読ませた文献を目にする。念のため確認しておきたい。

○ この年、松平下総守家臣貝原吉之丞に再会、三十五年前の主君転封に伴う出羽山形より備後福山までの旅路を懐かしく語り合い、その思い出を「巴山の夜雨」(『全集』巻十一)に綴る。

この「巴山の夜雨」は、元禄十三年の転居の実情を知り得る資料として貴重で、元禄十三年の項でも抄出して触れている(「年譜稿」①一八〇)。旧稿と若干重複するが、改めて掲出する。

巴山の夜雨 松平下総守家臣原吉之丞二贈文ナリ

巴山の夜の雨池にみなぎるときこえしも、十とせの秋となむ。うき草のなみにたゞよへる、行あふをこそ世に  
 ありがたきものにはあれ。こゝにみそぢの、ち五かへりのむかしがたりするおきなのですがりけり。ことし  
 そのつとめにより、神風や伊勢の浜荻折しき、武蔵野の草のゆかりのもとにしばしよるべきだめたるが、お

もほえず行あふことのありし。そのさきもかたそぎのゆきあふことなむありつれど、共にみやづかへのいとまもあらで、聞えもかはさゞりける。こたびあひみしつるで、のどやかにものして、かたみにありし世のこと何くれときこえかはすも、しづのをだ巻むかしをくり返すこゝちして、ともになみだの玉ぬきもとゞめず。いのち成けりと打ずして、又なく哀ふかし。中にもくれ竹のこの一ふしをなむ、ことに身にしめけるまゝ、色なき言の葉々記し置ぬ。その人なむ、むかし親なるもの、同じ君にもせしが、国をうつされて出羽の国びんごのくにまで行ことのありし。人々はみな先に移りぬ。親なるはつとめによりてをくれ給ひ、するがの国かんばらといふにてその翁におひ付てけり。草の枕を共に定め、浪のうきねをもことゝひなれてむと、かたみに聞えかはし給へるとなむ。さはわが十とせ一つばかりのころなりけるまゝ、よくも覚えず。只夢などをみたらむ計心にとゞまれることを聞えかはすにつきて、さむるうつゝはさだかなりけり。扱親なるもかすがの、露のゆかりを尋ぬることのありしかば、関といふ所より別れゆくに、難波の舟々は纜を共にとかけてさりぬ。扱日をへにければ、今はとて出たつほどに、おやなるは難波に出たち給。霜月廿日あまり、ゆきこぼすがごとくふる。さらでだにけはしき山ふところを、鶯ならましかば春まちてともたのむべかめる山路のみ雪に、からうじてなにはに到る。かの翁のある所をとひわびて、友なし千鳥ねに立ぬべき折から、をのれは難波寺に詣ふで、、波路の旅にさはりあらせ給ふなとねぎ奉るべきことよさしなどして、出たゝせたるかへさに、かの翁の逢たる心のうち、いかに嬉しかりけむ。扱あまがさきといへるわたりにたよりの風をしめて、五日六日がほどうきねして、しほもかなひて出たつに、むこにつく風はしたなく吹いで、、五十里がほどをこえぬ。月いとあかかりけり。沖つ島などのむかふと見ればへだゝり行に、浪はこゝらなる家などをみるやうなり。舟なるてうどはかたぶきてわれそじぬ。からうじてしのゝめ計、びむこにはつきけるとなん。今は親なるもの、あらで、おきなにあひまいらするもいとゞむかしのしのばるゝまゝ、

うき草はめぐりあふせもあるものを

かへらぬ水に袖しぼるぞよ

かへりこぬその世がたりをうつし置いて後もしのばむ水ぐきの跡

二もとの杉の立どもなにはでら

なにをきるべに君をみつらむ

又翁のことぶき申とて此翁曰貝原吉之  
九 觸美之士也

ながらへて猶こそとはめよるのあめの池にみなぎる昔がたりも

文中の「みそぢの、ち五かへりのむかしがたり」が元禄十三年から数えて三十五年目を意味するとみて、享保十年の成立とした。ただし、旧稿にも触れたが、信遍が父に連れられて福山に移ったのを「わが十とせ一つばかりのころ」、即ち元禄十二年の出来事と回想していること、松平忠雅の転封発令が元禄十三年正月十一日であるのに、文中に描かれるのは十一月の冬空という時間的な開きなど、疑問は残る。信遍自ら「人々はみな先に移りぬ。親なるはつとめによりてをくれ給ひ」と証言するのを見ると、藩士とその家族の大半は正月の発令早々に福山へ移り、平井家は任務の都合で十一月まで山形に残ったのかもしれない、そうすると十一歳との記憶が誤まりであったと合理化するしか方法はない。

貝原吉之丞は松平下総守忠雅の家臣で、公務のため現在の封地伊勢桑名から江戸へ出、信遍と久闊を叙する時間を持った。信遍の実父平井金右衛門とは藩士同士、相応のつきあいを持っていたらしい。吉之丞の誘導によって幼時の記憶をたぐり寄せてゆくあたりの筆の運びは印象的で、難波寺詣で帰りの再会の場も、幼くして心細さに充ちた心の一時の安らぎを読む者に実感させる。関で吉之丞と別れて「かすがの、露のゆかり」を尋ねる父子の行先が、

信遍の母の実家のある大和国添上郡西郷であろうことも、旧稿で推測しておいた。

平井金右衛門は、「親なるもの、あらで」の通り、この年には既に没していたようだ。松平家臣としての金右衛門・吉之丞の経歴等は未考。松浦静山『甲子夜話』巻二十三の成島司直の証言では武具奉行だったかとするが、確認はとれていない（「年譜稿」①―七七参照）。

○ この年、瘡を病み、吉宗に保養を勧められて欠勤扱いにしない配慮を受けるか。

（『実紀』附録卷十八）

信遍の皆勤は晩年に至るまで自慢とするところで、『三世のなみ』にも「春ことし七十の一とせこなたの春を迎ぬ。めし出てよりは五十三年、その五十年は病さへあらず、勤をかきたることもなかりしかば」との詞書で、

七十もいま一とせの春霞かすみのころもはるをかさねて

以下三首を詠じている。信遍六十九歳は宝暦七年。この年が五十三年目の勤務となると、信遍は宝永二年（一七〇五）の表坊主召し出しから起算していることが判る。

ところが、実際は病のために出勤叶わず、吉宗の特別のはからいによって皆勤扱いとなったとの裏話が『実紀』附録卷十八に載る。

成島道筑信遍いつの年の事にや、瘡病をうれひしに。勉めて職事にあるを御覧じ、御傍の人に、道筑が顔色常ならずみゆ。気分あしきにはあらずやと仰あり。小堀土佐守政方承り、道筑このほど瘡病をやみさふらへども、これまで三十年来一日も直日を闕し事なければとて、こたびも病をたすけて勤仕し候なりと申。さらば速に家

にかへし、病を養はしむべし。しかし数十年怠なくつとめしもの、事なれば、こたびはゆるして、皆勤となし遣はずべしと仰下さる。道筑等が身に、かゝる仰を蒙る事たぐひなき事なれば、いと身に入て有がたく覚えけるが、そのしるしにや、この夜満身発汗して、即日病をわすれしがごとく平癒せしとなり。また御酒宴などの時興にいらせ給へば、侍臣等と共に立て舞などし、戯たまふ事も有しが、道筑宴に侍する時は、さらにさる御ふるまひはおはしまさゞりしとぞ。道筑もこれをばこと更にかしこき事に思ひしとて、奥坊主関道隆といへるが、後年人にかたりしとなり。(傍点引用者)

文中、傍点を付した箇所は三十年來の勤務を窺わせる。勿論「三十年來」が概数であつてもよく、その場合は三十年前後くらいのゆるやかな枠組で考えるしかない。宝永二年から三十年目が享保十九年に当る。

この年は、珍しいことに『幕府書物方日記』にただの一度も登場しない。瘧はともかく、平常の勤務以外の文事に携わる余裕を持たなかつたのか、事項が乏しい。

享保二十年 乙卯 一七三五 四十七歳

○ 春、「直邦朝臣七十をことぶきしこと葉」(『全集』卷十一)を記す。

直邦朝臣七十をことぶきしこと葉 御小納戸頭取土岐左兵衛佐の書に依

うけたもてる甘とせの春、直那のぬし七十にみちくる汐の、さすがに老もまさらでいますがあれば、かゞみのかげにしらぬ翁の雪を驚き、深き波をいとふのおもひもなく、みどりの小松引袖に千代の色をふかめ、むらさきのかすみをくめるさかづきに萬代をこめてことぶきまいらする人々も、ひがかぞへになどみ給ふならし。いでやから国のふみにも、いつ、の幸をいへりしとや。なにくれとりそへたるにもことぶきをこそめでたきものにはいへるらめ。されば萬のこといみじかりとも、此ひとかたのをくれたらんは、まさりあるにはあらざめり。ものはかなきがきはにさへおほやうめでたしとみるに、まいてたふときにとめるをかね、くはんか、ゐまでとこほるかたなくものし給ふる、誠にこよなき御すくせなるべし。はやうよりしゆらくたんの心ざしをまなび、くらのふみにおもひをよせおはしませば、くらゐ山たかきもあやふきをいはず、やまとだましるよるの燈に光をそへ、しかのその、秋の月影明らかにてらして、くらぶの山もたどるかたなくものし給へば、殿下の御おほえもこよなきあまりにや、もふけの君の御方にさむらはせ給へる。よろづに御うしろやすくなむきこえさせ給ふなるべし。されば後の世のかゞみにもかけをき、人の国にも吹つたふべき国つかぜ、いとけざやなり。池の藤なみかゝるのみかは、水鳥の青羽の色もかはらず、蠡斯の化おこなはれて秋のかつら林にしげり、野辺の若草ねにかよへり。かうやうのきはには、秋の月みてるをかくのたぐひ、かずおほかるべし。さかしき人といへど、身のうへになりぬればゆがめるかたなむそひもて行ま、人のうらみ世のそしりをさへ引いでぬる、むかしも今もためしなきにあらず。されど世々の御まへにはやうつかへさせ給ひ、ましてよるの衣をかへさまにし、暁のとりに出てつかへまつり給ふれば、たかき賤しきなぞへなく人のこゝろにかよひて、萬のくまもなく、そむかぬ玉と世に思ふなるも、君をあふぎ世をめぐむのこゝろ浅からずして、聖のをしへにたがはぬゆへなるべし。しかあればこのときにあへる人、なべて青柳のかた糸によりて、玉の緒のながきを祈り、松の葉のちりう



せず、ちとせのかげをたのむなんあなたふと、みるを、まいてむさしの、一もとゆへにけぢかうみ奉るきはにしあれば、亀の尾の山をも尋ね、蓬が島をとひて、老せぬかげをねぎごにするがあまり、なまはしたなくいとひなびたるわざにしあれど、いき、かおりにあふ春のものとおつみはやせし野べのくさぐくに色なきことの葉をそふるも中々かたはらいたけれど、こゝろをにへするよしのなければ、これをだにとてまいらせぬるつるでに、

七十の、ちの千年もきみがため

けふよりつまむ春のわかなぞ

以上、全文をまず掲げたが、ほとんど具体性のない、儀礼的な美文と称してよい。前年の「巴山の夜雨」が、幼いながらも、いや幼いがゆえに鮮烈な記憶を一つずつ丁寧に焼き付けてゆくのは誠に対照的である。信遍と「直邦朝臣」は果して面識があつたのだろうか。具体的な人物像を思い描いた上での執筆か否か疑わしいほどに、この文章には「直邦朝臣」の表情が浮んで来ない。いきおい修辭の占める割合も高くなるのであろう。

依頼者の「土岐左兵衛佐」は、すでに本稿では馴染み深い小性の名である。『諸家諸』卷二八四を検するに、左兵衛佐は西丸先手弓頭に転ずるまでは御小性で、「御小納戸頭取」という職名注記は不審である。この部分は後人の補入らしく見えるから、誤認の可能性がある。問題は「直邦朝臣」が誰かに尽きる。手がかりは、享保二十年に七十歳を迎えることと、文中「殿下の御おほえもこよなきあまりにや、もふけの君の御方にさむらはせ給へる」の「もふけの君」を將軍の嫡男と読めば西丸勤務であることの二つのみ、この二つの条件を満たす人物は一人しかいない。即ち上野沼田城主黒田直邦である。享保十七年七月二十九日から西丸老中を勤めている。

文面からは七十にしてなお矍鑠とした高官の印象を強く受ける。しかし直邦は折しも享保二十年二月に発病し、

三月二十三日には退任を願ひ出るも許されず、その三日後に卒したのであった。信遍の筆が描く直那像は、発病直前の最後の元氣な姿だったのかもしれない。その意味でも貴重な文献であり、また寿命の突然の幕切れに思いを致さざるを得ない、感慨深い文章ではある。

○ 閏三月二十八日、紅葉山文庫にて「孫子算術」なる書を探すも得られず、「隋書」「宋史」「孫子參同」を借り出す。また「文献通考」を返却済と錯覚して書物奉行桂山三郎左衛門と交渉する。

〔幕府書物方日記〕十一)

御目付中方来書、成島道筑御用<sub>ニ</sub>付、只今御書物蔵<sub>ニ</sub>可相越候間、可得其意由也、請書遣之、押付道筑入来、御用之筋者、孫子算術と申書<sub>ニ</sub>数量之儀有之候、算術と申書何レ<sub>ニ</sub>籠り有之候哉之旨也、依之、武書之分不殘、并書経籍志・宋史藝苑志等道筑と共<sub>ニ</sub>相考候へとも、孫子算術と名<sub>ル</sub>書<sub>并</sub>篇名等無之候、但、隋書・宋史・孫子參同等<sub>ニ</sub>少々手懸之品相見候間、卅四冊押付御側衆方例之通御差上ケ可申来由<sub>ニ</sub>て、道筑者歸り候、即刻、遠江守殿只今可差上由之来書<sub>ニ</sub>而候、為持出候、

(中略)

道筑呼出申談候処、遠江守殿者吹上<sub>五</sub>御越、縫殿頭殿<sub>江</sub>被仰置候、道筑<sub>江</sub>遂対談御書物可相渡由<sub>ニ</sub>御座候、依之、道筑<sub>江</sub>、右之御書物三品相渡申候、

(閏三月廿八日条)

信遍と桂山三郎左衛門がどのくらい文庫に籠って探索したかは不明だが、うろ覚えの指示に振り回された観があるのも確かである。結局「孫子算術」は見つからなかった。手懸りになるかと三点を貸し出した後、三郎左衛門は

「隋書」の中に「孫子算經」なる書名を見出し、また「経籍志」にも見つけて、「御尋之算術者算經之事ニ而も可有御座候哉」（同日条）との意見を付して「経籍志」もあわせて信遍に渡した。書籍の専門家書物奉行の面目躍如である。

もう一つの件も、信遍の錯誤が実務家の書物奉行に手厳しく指摘されたという点で、奉行側の管理の正確さが強調される結果となった。

道筑此序テニ申候、文献通考者先達而下り候と覚候由申候、依之、はり紙改候へハ、尤不及伺内ニ有之候、其段相断申候、又々於御殿道筑、とかく下り候様ニ覚候、能々吟味可致由ニて候、我等挨拶いたし候ハ、此方ニてハ下り不申と慥ニ覚申候へとも、今一遍御蔵を改メ、明日之詰番貴様へ対談可申候、弥下り不申候ハ、此方御吟味可被成由申、罷帰候、御蔵吟味申候へハ、弥不及伺はり紙之通りニて、箱・鑰ともニ上り候、明日頼母殿御殿御出、道筑ニ御逢、右下り不申段、慥ニ御断可被成候、殊ニ卯正月二日ニ不及伺旨、頼母殿御承りて御届候間幸と存候、（後略）

問題の「文献通考」は、この年正月二日に、定期的な確認としての「三十日伺」を必要としない扱いとなったもの。文庫側では「不及伺」の分を別に処理する方式を採っており、しかも正月二日の実務に携わったのが、明日閏三月二十九日の詰番川口頼母であったから、絶対に間違えるはずがないとの自信をもって翌日に臨んだ。公用文体の候文ゆえに臨場感こそないものの、相対に緊迫した激しいやりとりとなったであろうことは容易に想像できる。「幸と存候」と締め括るあたり、明日信遍の誤解を事実と証人をもって粉砕しようという冷徹な情熱さえ見えるように、この数年、奥向の御用で借り出される書物の扱いに関してやりこめられることの多い信遍の立場をふともする。

○ 閏三月二十九日、「文獻通考」の件で川口頼母と談じ、文庫側の主張を了承する。

〔幕府書物方日記〕十二

昨日成島道筑三郎左衛門殿<sup>江</sup>得御意候文獻通考之儀、子九月十一日差上、当正月二日伺不及候旨縫殿頭殿被仰渡候段、道筑<sup>江</sup>申談候、致承知候旨申候、

〔閏三月廿九日条〕

巨勢至信と直接交渉し処置をとった川口頼母に事実を突きつけられては、信遍も了承せざるを得ない。もともと分は書物奉行側にあつたのである。

△ 四月四日、勅使の一人として冷泉為久、吉宗の引見にあずかる。以後、寛保元年まで連続七年江戸下向を果たす。

〔実紀〕卷四十一

この連続七回に及ぶ江戸下向が関東における冷泉門人の扶植を推進したの言う迄もない。関東冷泉門の組織化の方向が定まったのはこの為久の代においてであり、次代の為村は関東の門人を核にして全国の武家（大名・旗本）を門下に組み入れてゆく。そのそもそのきっかけを作ったのが為久であつたといえる。信遍にしても、享保五年の入門以来、詠草の添削は受けていたに違いないが、親しく面晤の機を得て為久と対したのは、享保二十年をもつ

て初めとする。以後、為久の江戸滞在中の風流韻事にはいつも付き添い、貴重な証言者の一員となる。

○ 七月十二日、土岐左兵衛佐より「萬姓統譜」のうち十四之十七の一冊を預り、紅葉山文庫に返却する。

〔幕府書物方日記〕十一

七月一日に奥へ上った該書につき、「右、土岐左兵衛佐殿より、道筑を以御下ケ、請取之、納置」(七月十二日条)と記される。

○ 七月二十八日、「礼儀類典」の長持の棒が紛失、代わりの棒を用意して紅葉山文庫に提供する。

〔幕府書物方日記〕十一

また信遍にとつては迷惑な紛失事故が起きた。

礼儀類典、一昨日次郎右衛門殿御請取候節、棒一本急見へ不申候由、嘉朴申候、今日成島道筑申候者、棒兎角見へ不申候、寸尺書付越候ハ、新規作らせ可遣由申候、依之、寸尺書付、新左衛門ヲ以申遣候処、古棒壹本道筑相渡、此棒而数合置候様致度旨申候由、新左衛門請取米候類典之棒者、三尺計短御座候、畢竟無之候而も御用之欠不罷成候間請取置申候、然者類典之棒二本請取候心持而御座候、強申候て者、道筑など預り候衆迷惑相聞候付、右之通可然候間、申送り候。

(七月廿八日条)

次郎右衛門は書物奉行水原保氏、嘉朴は奥坊主、新左衛門は書物方同心である。長持の棒が見当たらないとの連絡を受けた信遍は、恐らく独自の考えで古い棒を用意して、これで間に合わせてくれるよう頼む。その棒は規定の寸法より三尺も短かったが、奉行の深見新兵衛は、「強ク申候て者、道筑など預り候衆迷惑、相聞候<sub>ニ</sub>付」、<sub>一</sub>「類典之棒二本請取候心持」になつてくれた。このやりとりを読むと、奥向の杜撰な管理の責任を自分で負い、不十分ながらも応えようとする信遍の誠実さに深見が同情したらしいことが、さりげない表現の向こうからにじみ出ている。幕臣の中でも指折の学識を持つ信遍も、公務上のことであれば一本の長持の棒だとしておろそかには出来なかつた。

○ 九月十四日、「伊勢家伝弓馬故実目録」が他書の箱に紛れて返却されていないかどうかを手紙で紅葉山文庫に問い合わせ、見当らぬ旨の返事を受ける。

（『幕府書物方日記』十一）

成島道筑手紙<sub>ニ</sub>而申聞候者、論矢犬追物下り候節、伊勢家伝弓馬故実目録、二箱之内<sub>ニ</sub>入下り有之候哉之由、目賀田長門守殿被申聞候、有之候ハ、遣候様<sub>ニ</sub>申来候間、右二箱致吟味候得とも、無之候、尤、下り候者、去寅之十二月下り候、右改之留も見候得共、左様之もの有之由不相見<sub>ニ</sub>候、左候へ者、右書付紛入来候<sub>ニ</sub>而者無之と相見へ申候、依之、不相見<sub>ニ</sub>候段、道筑<sub>ニ</sub>返事<sub>ニ</sub>申遣候。

（九月十四日条）

御小姓目賀田長門守咸の指示で問い合わせを出した信遍であつたが、結果はやはり奥向の方に非があつた。どこに紛れたかを探索する小姓達のあわてように比して、淡々と正確に執務する書物奉行側の姿勢が印象に残る。

大量の書籍を差し上げさせて政策立案の資とする吉宗周辺に、一点一点の書冊にまで目を配る余裕はなかつたの

かもしれないが、この手の記事の連続を目の当りにすると、恐らくは一人心を痛めて文庫側との折衝に駆り出されたであろう信遍の、書籍を司る好学の奥坊主ならではのつらさを思わずにはいられない。

○ 冬、「武蔵野地名考並記図引」撰文。田沢義章『武蔵野地名考』巻頭に置かれ、翌年正月刊行。

『武蔵野地名考』は享保二十一年正月に江戸の辻村五兵衛によって刊行された。『割印帳』の同年二月万屋清兵衛行事分に、

武蔵野地名考

三冊

田沢源太郎義章著

板元願人

辻村五兵衛

一本の日記

売出し

西村源六

とあり、『一本の日記』に記図を添えた三冊一組で刊行されたことが判る。それは『武蔵野地名考』の刊記に

享保二十一年丙辰正月穀旦

江都書林浅草御堂前東門子辻村五兵衛行

梓工鐵炮町 吉田次郎兵衛彫

とあるのが、『一本の日記』の刊記と全く同文であることでも確認できる。

『武蔵野地名考』は、武蔵野・玉河・虎柏神社・総社府中六所明神・分倍・国分寺・関戸・恋が窪・久米川・入間川・堀兼井・三芳野里・野火留・狭山・阿豆佐味社・安伎留神社・高麗寺・向が岡・穴沢天神・都築原・杉山神社・迹水・立野・荒蘭崎・小崎池・磐井神社・古河薬師・古呂玖宮・崎玉津・霞関の各項につき考証し、武蔵野・玉河・三芳野里・狭山・向岡・都築原・立野・霞関の八項には「品題」として和歌に詠まれた素材を列挙する。武蔵野の地名の中でも歌枕として定着したこれらは、やや扱いを異にすべきとの考えに基づくものであろう。適宜「古記」

を引用しての考証は田沢義章の志向する趣味に彩られ、また幕府御膝元の関東の歌枕顕彰には、吉宗治政下、徐々にはあるが関東の地における雅文学の扶植と拡大を自覚しつつある義章の意識が働いていよう。義章もまた関東冷泉門の一員として信遍の影響下にある文化活動を展開することとなる。

田沢義章と信遍の結び付きは、田中丘隅を介して始まったと考えられる。義章は丘隅の墓を丘隅の嗣子休蔵や弟仙五郎とともに建てているが、それは丘隅の養母が義章の父の姉妹に当るといふ縁戚関係にもとづく（石井光太郎氏「田中休愚右衛門の遺跡と遺物(二)」、前出）。義章が著述の公刊にあたって丘隅の縁から信遍に引を依頼した可能性は高い。もつとも、吉宗の目黒や小金原における遊獵の際には勢子を指揮し、大岡越前守忠相に武蔵野新田開発を上申したと伝える（『神奈川県史 別編 人物』、昭和五十八年）から、これ以前にも信遍と面識はあったかもしれない。のち、『歌仙考』にも和文序を与えることになる（延享三年）が、義章の学識が一介の処士の域には留まらない水準を有していたのを信遍も嘉したのであろう。なお、姓を「丹沢」と称することがあるのは、丹沢山にちなむ雅称のようで、田沢源太郎義章が本来の姓・通称・名であるらしい。

『全集』には、信遍と義章の交流を知り得る文がいくつか収められている。即ち、義章が信遍に蚊帳を贈ったのに対する謝辞「田沢氏が蚊帳を贈れるを謝せし詞」（『全集』巻三）、東叡山に仕える「中しまのうちなり」が種を取った菊を義章が信遍に贈ったことを述べた「小笹が露」（同）、義章一家の向岡での風流生活を描く「丹沢義章向岡の宅の記」（『全集』巻七）等がそれである。いずれも執筆年時は確定できないが、『武蔵野地名考』で実質的には開始されたであろう両者の交友を側面から証する資料としては有効といえる。例えば「田沢氏が蚊帳を贈れるを謝せし詞」には次のような一節があった。

我いゑにさよみにてつくれるあり。をやのをやにあたりつる人の、人の妻にいでゆくとて、手づからをれるなり。としは百とせにちかく、九そちばかりのむかしなるべし。をやはらからもこれが中にふしぬと思へばなつ



かしきもの、ついでから、うちのはし守としの経ぬれば、ちといふものもおちぬ。かなたこなたにつみちのくづれば、かりのめどあきて人かよふばかりなれど、さすがにむかしのしのばれぬるまゝに、五月待花立花のほふ比よりつゞりにつゞりていまもあれど、とすればかゝる柳の糸のよはり行をうかゞひて、かのむしの入みちぬるぞいふせき。(中略)その比武さしの、むかひの岡なるよしあきらが来り侍りしま、さきにおくられしつづりてはきよなるものにしあれば、田村の政人といふはふりにえさせし、いとよくひはだの色にそめて、此比るてきてはらへせし、いとかうくしくありしを、そのたぐひの布をもててうじたびてんやといふに、家刀自にはかりて安くせはしまいらせなんと聞えし。又のとしになりぬ。しかぐゝのことなんと物のつゝみでにいひやりしを、やがてえもいはずうるはしうしいで、よせしかば、その名をたていれになして謝しけるになん。

いまぞ蚊の枕にすだく音さりて

ふするの床もいを安くねむ

父信好の母が二丸坊主組頭の井沢立齋に嫁いだのが万治元年の信好出生以前なのは言うまでもなく(「年譜稿」②—六七参照)、信好の兄にあたる立齋の長男を仮に明暦元年頃出生とすると、蚊帳出来の九十年後は大体寛保から延享頃に当ろうか。いずれにしても『武蔵野地名考』よりは後の交渉となろうが、義章(「よしあきら」と読むべきこと)が判明するのもありがたい)から贈られた「手づくり」の布を与えた田村政人という「はふり」は、他ならぬ『武蔵野地名考』巻末の漢文跋を寄せた「田村正人」その人であろう。跋文に「今茲卒業乃分爲二巻副焉遂令正人校之」とあるので、田村正(政)人もこの『武蔵野地名考』をきっかけに義章を介して信遍とも縁を持つに至ったのであろう。『全集』巻十一に「田むら氏の翁八十八の賀のことば」なる一文が収められ、表題の下に「浅草三社神主／八大夫成政」と注記があるのを見ると、政(正)人は浅草三社権現の神主の一族かもしれない。

また、「丹沢義章向岡の宅の記」には、『武蔵野地名考』の著述出現の必然性を推測するに足る義章の生活ぶりが

垣間見える。

むらさきおふる名に聞えし武蔵野の向岡に、丹沢の何がし、くれ竹の世をかきねて家るしけり。すけるかたもおほかたならで、冷泉家に此道のしるべをたのみまいらせし程に、家刀自さへ共にせしかば、春の田は人にまかせ、花にこゝろをつけぬるもすくせやよかりけむ。(中略)なべて四のとき月雪花もみちにつけてもたよりある所なれば、遠かた人もこゝろあるかぎりは折につけどひよるまゝ、情しることの葉かずをかぎらず。

向岡の一介の処士とはいえ、もとは武田家・徳川家にも仕えた由緒ある家柄でもあり、風雅な生活を営むに十分な経済力と学識を備え、江戸周辺の文人達にサロンを提供したという点では、川崎大師河原の池上家に類似するところがある。義章を介して寛永寺関係者との人脈を形成し得たことも疑いなく、信遍にとつて義章との交流は決して無益ではなかつたであらう。

一方の『一もとの日記』(版本外題「ひともの日記」、内題「一もとの日記」。以下内題をもつて代表させる)の著者は法輪。筑波山下の浄乗寺の沙門(信遍の「武蔵野地名考並記図引」である。のち江戸西久保の光明寺に移つて證道と称し、関東冷泉門の歌人として名を成した。本文と『武蔵野地名考』所載の歌枕を詠じた勅撰集所収歌の抄出とからなる『一もとの日記』は、田沢義章との関係及び両書の成立事情を知る上で基本資料となる。適宜引用してみよう(引用は無窮会図書館神習文庫蔵本に拠つた)。

春のあしたは花鶯の色音をめで、心を千里の野山にはせ、秋の夕はもみぢに月に名だゝる所々をはるかにしのびあへるよつるとき、おりにふれことにのぞみて、おのがじ、いひ出せる家々のことのは、うらくくのもしほ草、むかしもかきあつめ今もはたたえざりけり。こゝにむさしの、ほとり、五月まつ花橋の郡菅生の里に丹沢のぬしといへる人あり。つねにわしのみ山のみりをたふとみ、かつしきしまのなみに心をよせぬ。おやはらからなるはさらなり、めこの人々にいたりても春の草しげきことわざの中にも、青柳のいとまの日はうたを

よみてなくさみあへる、いとむつまじ。

義章一族の和歌愛好が語られる。中でも注意すべきは「わしのみ山のみり」を尊んだとの一節。前述の「丹沢義章向岡の宅の記」に「あるじはあづまのひるにつかへまつれど」と記されるように、義章はのち日光御門主公寛法親王の家人となるのだが、その下地はこの天台宗信仰にあった。法輪は自分の和歌好みを述べたあと、次のように続ける。

わかのうちらの同じ汀にはまちどりのあとを尋ね、友をしのぶさかひにいたりては、なみのちさと山のいく重も遠しとはせず。もとより行もかへるも雲水の心もてはなれたるよのきはにしあれば、ことし春くは、れるやよひの末にかのぬしをとひきて、夏草のかりそめながらうちかたらふほどに、風の音秋になりぬ。せんざいに折まちはたるちぐさの花ども色をまじへたる、所がらいとつきぐし。あるじのいへるは、うつりゆくおりく／＼のけしき、いづれとわかつかたなけれど、たゞ秋のあらましにぞ心はとゞまりぬる。いざ給へ、むさしの、むかひの岡のつゆわけてちぐさのねをもとひたづねてむとて、ともにまかでぬ。

法輪が義章を訪れたのは享保二十年の三月末。思わず長逗留となつて驚く法輪を義章は秋の武蔵野散策へといざなう。この時点で二人は同じ冷泉門人として交流を持っていたようである。「わかのうちらの同じ汀にはまちどりのあとを尋ね」の一節がその推測を支える。法輪は武蔵野の秋景色にすっかり心を奪われ、「いひしらぬ秋のけはひにけおされて、れいのこしおれをだに」詠めず、「あるじとはかりて廿一代集よりあまのみるめのおよぶかぎり」抄出することとした。

あるじはさいつ比、わたくしごとならでこの、をたてぬきにゆきかひ、わかむらさきのねをもたづねて侍りければ、そのふるごと事もなくかきつめ、かつこれをうつしゑにして、あるは風土記式なにくれのふみどもにかふがへて、はま松の名にたてる所、露しものふりぬるあとといちじるくものすめり。これをみむ人は至らざ

るにそのさかひをしり、又これをしのばむ。後のよの人はこの野のはるの色秋のあはれを尋てもとはざらめやは。ときはうけたもてるはたちのあき、お花がもとのまつごとになつきのべふす民のよろこびあへるとしものかの月のもとにしるし畢ぬ。

筑波山の禁穴戸釈法輪しるす

義章が「わたくしごとならでこの、をたてぬきにゆきか」ったのは、新田開発上申に先立つ調査のためだったに違いない。義章もまた田中丘隅・池上幸政・奥貫友山等と同様に、農業振興の一環として新田開発・救荒に力を尽さんとした、信遍を囲む実践家集団の一員であったことになる。

法輪と信遍との交流についても、『全集』所収の二文がいくつかの証言を示してくれるが、いずれも成立時期は不明である。後に示す「武蔵野地名考並記図引」では、信遍は義章と法輪についてほとんど知るところがなかったと推測され、享保二十年以前の交渉の形跡が目下のところ見当らないので、恐らくはこれ以後の成立と見る。法輪の歌道執心を語る「おやのいさめ 法輪上人におくる辞」(『全集』卷三)にいう。

ちはやぶる神よのかぜは、たゞやまとことのはに吹伝へ、やはらぐる日のひかりはこのしきしまにのみかゞやけるとぞみる。されどはるの鶯たかきより高きにうつるみちにしあれば、さつきやみくらはし山のくらき心にはいかで難波のよしあしをもわかちてまし。こゝに法りん上人ひたぶるにこのみちにふけり、よしの河はやうよりしてあさかの沼の浅からぬ心をくみ、身はくも水のうかべる心にまかせ、おもひの家をかはなれぬるきはにしあれば、うしのくるまの心ひくにしたがひ、つくばねのみねふく風思ひ立より、むさしの、露分衣としごろなれてものするめり。さればたはれたるかたは衣のうらなる玉さかもあらねど、よるの鶴のこをおもふならひ、ひたちにおやある人なりければ、そのいさめのあるよしにて、又つくばねの山ふとところに草の庵をさだめ、松の扉をしめしよりこのかた、らいさんのいとま月雪をめて、花鳥を友となして、うき世のことはみ、な

し山のきかずなりにしも、さすがにこのみちのなさけによりて、ものいひかはせしわたりにのみ、かりの翅の玉づさに露のことはかいつかね、萩のは風折にふれつ、音づれ絶ぬなん、あかぬこゝろのかぎりなるべし。

法輪は常陸の出身で、身軽な雲水として江戸に長らく滞在することもあつたらしい。その間に江戸の同門と交流の度を深めることがあつたようで、必ずしも多くはなかつたかもしれないが心友を幾人か持つて雅交を続けた模様である。その一人が信遍だつた。

また法輪は自由自在の境涯を利用して京まで上り、冷泉家の家司と面会する機会を持つたこともあつた。「不破関硯の記」(『全集』巻七)にその折の事情を伝える。

ことし法輪上人、常陸のくにより法の道しばふみわけて九重の雲井にまうづることありしが、所々の歌まくらなどいたらぬくまなく尋もとめて、むさしの、露分衣たち帰るうらなく聞えつる、いづれに哀なることゞもなむおほかりけり。

以下、不破関跡で古代の瓦を掘り出し、硯とした旨が記され、

さても都にて冷泉の御家にまかりてその家司にも申されしころ、はまのまさごよみおけることの葉けいしたるに、よゝとめで給ひ、おろかならずもてはやされしとかや。しかあれば三夕の和歌色紙きやらをそへて給へり。かのけいしより伝へてたびてける。いづれに道にすきけるには、玉すだれおもひかけざる光さへそひぬるかしと、そのことのかたはしを小じかのつゝかみじかき筆してかきつくるついでに、

ことの葉もよをへてみがけ不破の関むかしかはらぬ月の光に  
となむかきつぎて、つくばねの雲にことづけぬるものならし。

と結ばれる。不破関と京での出来事を一括して「おもひかけざる光」と見るあたり、冷泉家の家司との直接の面会すら、関東の、しかも身分の低い門人にとっては重大事であつたことを窺わせる。雲水としての立場を最大限に

利用して文雅生活の質量を向上させてゆく法輪の清澄な生き方を高く評価する信遍の筆は暖かい。

ちなみに、「おやのいさめ 法輪上人におくる辞」では、法輪が「この一とせばかりにや、ことにやまとふみに心をよせて」、「花ふみちらす鳥」・「五もとやなき陰しむるいほ」・「窓の竹 心むなしき友をこふる詞」などの和文を寄せられた旨を記す。彼の和文は必ずしも多くは伝わらないが、川崎市市民ミュージアムの池上家文書に収められる池上幸政の『酔翁聞書』巻五には「法輪和文（此其明号）」として、「筑波山山居の記」（享保十九年）・「ねられぬま、」・「花のえの鳥ををふこと葉」（享保十九年）・「古年のかはほり」・「しぐれの記」・「蟹のしわざ」・「草木がうへ」・「野分のなごり」・「衣の玉」・「田島のぬしにこたふる文」・「こてふの夢」の十一編が収録され、このうち「草木がうへ」には信遍の添歌が、「野分のなごり」には信遍の後語がそれぞれ付されている。また『一もとの日記』との関わりとしては、「古年のかはほり」が「いにし夏の比信治のぬしが公事のつかいにあたりて都のたつみ宇治の里になむおもむく」のを送る内容で、この「信治」が『一もとの日記』巻末の跋文撰者でもあることを指摘しておきたい。ただし「信治」が何人であるかは目下のところ調査が行き及んでいない。

以上述べた信遍と田沢義章・法輪の関係の最も早い時期に位置するであろう「武蔵野地名考並記図引」の撰文は、まだ義章・法輪の人となりを知悉するに至っていない段階で成されたとおぼしく、例によって紙幅の大半を典拠に基づく文辞の点綴が占める。その中で法輪の字が了観と知れることが具体的な情報として貴重である。

以下、内閣文庫蔵本に拠り引の本文を掲げる。返り点の誤脱の補訂箇所を注で示した他は原文通り。ただし常用漢字のあるものはそれに従うこと、前と同様である。

## 武藏野地名考並記図引

丹山人林公。偕有勝情遠概焉。其謀於野而得。恒高於人一等矣。不特謀於野之得。謀於龜者可亦以得矣。顧二子之腹瓠落。辟之五石之瓢其將無用耶。不成之地也。乃退而謀於野。所以有此篇也。蓋武藏之野。距江都一百余里。平衍往々千里而遠。所謂廣莫之野者。匪耶。二子之瓢之於此。足以叙暢佚氣也。疇謂匪其所乎哉。如夫不朽者文。楚之沢。齊之野。藉於賦以著。無有乎爾則無有乎爾。于嗟表東海邇日出處。風々乎大哉国也。如赤泉神州者九焉。九焉而一。建國陸拾有六。武也其壹。而有千里之野如斯者。有千里之野如斯者。老死不相往来。宿而眷饋也。乃老死不相往来耳之不飛。目之不長。心之有逢。遽聽必曰。烏有此勝焉乎。但其勝而不志。不志不顯。亦一大欠事哉。二子勝情遠概。敖乎呼吸於此。以暢佚氣。不啻暢佚氣而已。又能教夫人此野之広莫。視諸掌。不藉奇自奇。余亦為之順風而呼云。丹山人。姓丹沢氏。名義章。武之稲花果処士。輪公。名法輪。字了觀。常之筑波山下淨乘寺沙門。

享保乙卯之冬

東都凶書府主事鳴鳳卿誌

注

- (1) 底本、返り点「一」なし。文意により補う。
- (2) 底本、返り点「一」。文意により訂正。
- (3) 底本、返り点「一」なし。文意により補う。
- (4) 底本、返り点「一」なし。文意により補う。
- (5) 底本、返り点「二」なし。文意により補う。

○ この年、池上幸政入門との説あり。

武蔵川崎大師河原の名主池上太郎右衛門幸政（明和四年末に太郎左衛門幸豊と改名）と信遍の親交については、中道等氏校訂『池上家文書』第一輯～第六輯（池上文庫、昭和十五～十六年）所収の諸編につけば明らかであり、筆者も幸政が冷泉家に送った書簡の書留をもとに、関東冷泉門の一員としての活動と冷泉為村・為泰との関係を立体的に組み立てようと試みたことがある（拙稿「川崎池上家『京進書札留』抜書——冷泉門人池上幸豊の四十年——」、「近世文芸」五十六号、平成四年七月）。幸政（信遍の在世中は「幸政」であったので、本稿では「幸政」で呼称を統一する）は信遍の五女こうを養女にするなど、私生活においても親昵の度を深めることになるが、師弟関係に限定すれば、まずは経学を新田開発・救荒等の農村経営の理念として教授されたのを第一とし、冷泉家の門人とはいえ直接に交渉を持つことの叶わない立場では、信遍のごとき連絡係の指示を仰ぐほかはなかったという事情から、和歌・和文の実際的な指導を受けた点を第二とすべきである。この二つの指導は恐らく同時に開始されたであろうが、幸政の家業と当時の学芸の常識からみて、第一と第二の間には自ずと重みの差があったはずである。その分、和歌和文の詠作は純粹に幸政の個人的好尚が反映したものと見られ、伝存する諸作には歌文に遊ぶ喜びが横溢している。

さて、幸政は享保三年に生まれている。享保二十年に信遍へ入門したとするのは、神奈川県立文化資料館蔵『池上太郎左衛門幸豊略伝』（謄写版）で、その根拠は示されていない。もしこの説が成り立てば幸政は十八歳となる。後述するが、幸政の信遍入門は元文二年とするのが通説のようで、信遍の息和鼎の「幸豊行状記」（寛政八年成）にも、



元文二年はじめて己が父を師とあふぎ、父の如くつかへつ、和漢のふみをよみ、聖の道を聴るに（下略）

と記す（川崎市立中原図書館蔵『池上家由緒書』、但し原本の写しの複写）。ところが、幸政が信遍の終焉記として執筆した「山がらすの巻」（『池上家文書』第一輯「池上与楽亭集」（昭和十五年）所収）には、

みなもとの信遍と聞えし翁は、柳宮に宮仕へし奉りて、唐の聖の道にあきらけく、わが日本の教にもおさくくからざりければ、すさまじき泉の流れをくみて和歌の浦波に心をかけ、あやしの鳥の跡をも人のめで聞ゆばかりにかいもてゆきぬるが、廿年あまり四年のむかし、仰を蒙りて飛鳥山に石ぶみをなん立させられ玉ひける。其頃やつがれ年いまだ廿といふにも足らぬ程にて侍りしを、ゆゑありてなれむつびぬ。

と入門當時を回想しており、年齢は二十歳に足らぬ頃と明言しているのである。しかし入門と飛鳥山碑建立の元文二年をほぼ同時期と記憶しているから、元文二年ならば二十歳となり、幸政の証言は矛盾を抱えていることになる。飛鳥山碑と二十歳未満のいずれに信を置くべきかは軽々には判断できない。由緒書も含めて公式に届けた年齢と実年齢との間に開きがあることは普通に見られるし、元文二年時に実際は二十歳未満であった可能性もあるからである。ただし、『池上太郎左衛門幸豊略伝』の十八歳享保二十年入門説を支持する確たる証拠が他に見出せない以上、本項はあくまで一説として提示しておくしかない。幸政と和鼎の二人が共通して明記した飛鳥山碑建立時との一致の方が、現在の段階ではやや有利と見るべきであろう。元文二年の項でまた一説として掲出する。

○ この年か翌年頃、入江南溟著『唐詩句解』に叙を寄せる。

入江南溟の『唐詩句解』は、何巻何冊をもつて完結したのかが判明しないという点で、まことに不可解な著述と言わざるを得ない。『国書総目録』で検索し得る限りでは最も冊数の多い無窮会図書館真軒文庫蔵本でも、五言古詩・七言古詩（上）（下）・五言律詩（上）（下）・七言律詩（上）（下）・排律（上）（下）・五言絶句・七言絶句（上）（下）

の十二卷十二冊にとどまり、しかも跋や刊記を有する冊が見当たらぬので未完とする他はない。恐らく継続して刊行するつもりが売行不振か何かの事情で中途にて挫折したのではないか。完本が管見に入らぬ以上、推測は慎まなければならぬが、伝存状況を見る限り、そのような事情を想定したくなるのも確かである。

信遍の叙は五言絶句の巻頭にある。撰文の年時は記されない。享保二十年前後と推定したのは、次に置かれた聞成寺の僧慧寂大黙の序が「享保乙卯夏五月」と撰文時期を明示しているので、ほぼ同時期になったものと考えた結果である。

以下全文を掲げる。この叙には訓点は一切付されていないが、原文を尊重して補うことはしなかった。

### 唐詩句解叙

唐詩之無解非無解也剽于解也則鑿矣其如興象何詩之為教得之言沃之心不妃藉於解古云乎爾詩言志歌永言聲依永律和声也故諷焉誦焉絃歌咏嘆焉胥之入而得焉耳自声之亡矣詩亦屢變々極為唐其声亦亡矣解之不可已也企而及之也夫解詩也猶解牛乎句辟節也章辟略也批大郤導大窾遊刃有余地則所解千牛而目無全矣解詩之道解々不解々々字微于義句参于意章覈于事跡求于人世本于志趣歸于雅始可与言解也已乃罔惡乎解而期于無解此之謂大当解詩之道乎後進於解不煩則詭但其官不止而神已行投大瓢擊大節諫然缺刃不因其固然乃矜刀曰吁唐詩無解也猶尚不害不得于解者嚙嚙呻嘒爾中窾則謂猪膏棘軸可以馳世也技至方穿窮矣又從為之辭豈其旧也哉子園之句解簡而潔約而博經史膏腴所燭可知也若乃入有間而恢恢庖丁之所為邪然匪其志也子園之言曰大丈夫何以此彫虫為蠶之績蟹之匡范而冠蟬而綵彼尚爾吾豈無爾哉蓋無有為也嗚呼子園豈弟君子村識兼至令之端章甫相于大國用馱隼高墉之上則觀解之全哉果知其曰所好道也進于技矣者

議論の中心は唐詩の解のあり方にある。いたずらに煩瑣になりがちな諸説の集成を非とする考えは、著者の南溟の方法とも共通する。南溟は同じ五言絶句の冊に収める「附言」の中で、「余、唐詩句解を作る。厄を除んが為めにす。厄とは何ぞ。解なり」といい、「余が解の要は字句を解するに在り。務めて煩を為さず」といい、「先入主と為るは古人の遺戒、今の人務て詩を解す。詩に参することを知らず。乃ち解を先にして詩を後にす。顛末錯謬既に先後を知らずんば、奚ぞ道に入ることを得ん。夫れ唐詩は興趣に在り」（以上、各原漢文）という。南溟は何よりも詩そのものの味読を第一とし、それに必要な注に限って施し、先人の解の羅列を採らなかつた。この試みが、學術書としてはやはり中途半端であるのは否定し難い。南溟は「姑く絶句に及ぶ。諸體繼出を欲す。未だ稿を脱せず」（「附言」と、絶句から着手してはまだ未完成であることを明かしているが、果して南溟の初めの構想はどこまでの収録を予定していたのだろうか。無窮会本の十二冊では五言律詩の上冊にも附言を載せるが、信遍の叙を有する五言絶句が第一冊目の刊行であつたことは疑いない。信遍も南溟の筆がどこまで及ぶかを認識せぬまま叙撰文の筆を執つたのである。

信遍叙の内容に関しては、詩人としての側面から詳細に検討する必要があるが、同門の詩人からの尺牘等もあわせ考究するための別稿を用意するつもりであり、ここでは本文の提示に留めておく。

かくて多事の享保年間は翌年四月二十八日の改元をもって終わりを告げ、元文の世となる。延享二年の吉宗退隱まで十年、漸く高まりつつある文名と公務の充実とが相俟つて、多忙な年月を送ることになる。いきおい記すべき

事項も増加の一途をたどるが、一応の区切りを付けるべく今回の記述は享保二十年までとし、以下は続稿に委ねる。

(未完)

A Chronological Record of  
Narushima Nobuyuki's Career (6),  
from 1729 to 1735

Keiichi KUBOTA

Narushima Nobuyuki (1689-1760) is a retainer of the Tokugawa Shogunate, especially valued by Tokugawa Yoshimune, the eighth Shogun.

He had wide knowledge of Japanese and Chinese classics because of the duties of a librarian. And he was the most famous literary man, studying "waka" under the Reizei family and Chinese poetry under Ogyu Sorai. To make his career clear is connected directly with research of the literature of the Edo period.

I have written the chronological record from 1689 to 1728. This paper contains his career after it.